

みんなの居場所

(1) 9:30～10:40 (70分)

(2) 10:55～12:05 (70分)

(3) 13:05～14:15 (70分)

(4) 14:30～15:40 (70分)

(5) 15:50～17:00 (70分)

*時間の変更についてもご相談ください。

目標、課題のカンファレンス、課題、書類等の準備、保護者に書類記入等、始まりの会、体操とマッサージ、個々の課題、集団活動、自由時間、片付け、帰りの会、3つの丸、片付け、療育内容の記載、療育内容のカンファレンス、水分補給など

・数字・風船タッチ・ボーリング・ボッチャ「集中力・体力・思考力が養われるゲーム」
「(運動・感覚、認知・行動、コミュニケーション、人間関係・社会性)」

・新聞紙破り「手先や指先のトレーニングとしても活用(運動・感覚)」

・他者との関り、絵本等の読み聞かせ「外部の読み聞かせボランティアの方との関りを通して健やかな成長へ(認知・行動、コミュニケーション、人間関係・社会性)」

・制作プログラム「季節の行事ごとに合わせた制作を職員と一緒に取り組みます！」

(運動・感覚、認知・行動、コミュニケーション、人間関係・社会性)」

・避難、防災、防犯、等の訓練「急なことに対応するのが苦手な方に日常からの訓練でいざとなった時に順応できるように。

(健康・生活、コミュニケーション、人間関係・社会性)」

また、数字は記載のとおりである。

①健康・生活、②運動・感覚、③認知・行動、

④言語・コミュニケーション、⑤人間関係・社会性

みんなの居場所

7.7.1

特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手
多機能型による指定通所支援事業 (生活介護)

みんなの居場所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業所の概要

事業所の種類	多機能型サービス (生活介護)
事業者名称	みんなの居場所
事業所の所在地	〒507-0065 岐阜県 多治見市 根本町 3-90
電話番号	0572-24-3798 FAX: 0572-23-8854
代表者名	茅野 正好
管理者氏名	茅野 正好
サービス管理責任者	茅野 正好
定員	10名
指定年月日	令和7年7月1日
サービス利用可能地域	多治見市及び送迎可能で市町村と契約が完了している地域
事業者番号	2111101198
第三者評価の実施状況	未実施
事業の目的 及び 運営方針	障害者が、本人の心身の状態や環境に応じて自立した日常生活および社会生活を営むことができるように、日常生活における生活能力の向上のために必要な経験や社会との交流を図り、適切に支援することを目的とします。また同時に、地域社会の中で家族が安心して暮らすことができるよう支援することを目的とします。事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、本人、家族が所在する市町村はじめ、福祉及び保健医療関係機関との密接な連携に努めます。

2. 営業日とサービス提供時間

事業	生活介護
営業日	毎週 月・火・水・木・金曜日 ※ ただし、12月29日から1月3日までは休み
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで。
サービス提供日	月・火・水・木・金曜日 ※ ただし、12月29日から1月3日までは休み
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時35分まで
利用定員	1日10名
主たる対象者	多治見市全域(実地地域以外でも利用の申出がある場合には、事業所が必要と認めれば指定通所支援を提供する事ができる。)の方

なお、営業日、サービス提供時間以外でもサービス提供が必要であると事業所が認めた場合は、当該保護者のサービス利用の申し出に応じることがあります。

3. 事業所の職員体制

職 種	人 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名 (兼務)	「管理者は、職員の管理、生活介護の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。」
サービス管理責任者	1 名 (兼務)	「サービス管理責任者は、個別支援計画を作成し、6 カ月に 1 回以上見直しを行います。サービスを利用する者に対する継続的なサービス管理や評価を行なうとともに、その内容について説明を行います。」
生活支援員	1 名以上	「個別支援計画に基づき利用者、及び家族に対し指導等を行います。」
嘱託医	1 名	利用者の支援にかかわる健康管理及び医療的ケア、また療育上必要な指導等を行います。
看護職員	1 名以上	個別支援計画に基づき健康管理及び医療的ケア等の必要な指導等を行います。

4. 支援を提供する主たる対象者

多治見市全域(実地地域以外でも利用の申出がある場合には、事業所が必要と認めれば指定通所支援を提供する事ができる。)の方

5. 事業所が提供するサービスと利用料

(1) 「個別支援計画」とサービス内容、当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を作成しサービスを提供します。「個別支援計画」は、本事業所のサービス管理責任者が作成し、多治見市が決定した支給量（受給者証に記載してあります）と家族の意向を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者、に対するサービス実施日等を記載しています。「個別支援計画」は、利用者、家族に事前に説明・同意を頂き、利用者、家族の申出により、いつでも見直す事ができます。「説明義務」事業者は、本契約に基づく内容を、利用者、家族の質問に対し適切に説明します。

【利用者に対するサービスの内容】

個別支援計画に基づき、自立した日常生活および社会生活を営むことができることをめざして、下記のサービスをひとりひとりの状態に応じた活動を通して提供します。

区 分	内 容
健康管理	健康チェック、健康相談
日常生活動作の支援	更衣、排泄、食事、清潔、歯磨き等
個別生活及び集団生活	自由、集団生活、創作活動、音楽遊び等
機能訓練	嚙下体操、姿勢保持等
社会参加活動	行事、レクリエーション等
送迎	送迎が必要と認めた方（事業所の車両により自宅と事業所との間）
入浴	自宅での入浴が困難な方
家族等への指導助言	介護方法、介護技術（看護及びリハビリ）の指導助言等
相談	医療、福祉、生活の相談等
関係機関連携	保健、医療、教育、福祉、当事者団体等を含めた支援連携

(2) 利用料

内 容	単 位 (1 単位 10 円)	
生活介護（定員は、10 名）	障害支援区分 6	1258／日
	障害支援区分 5	941／日
	障害支援区分 4	652／日
	障害支援区分 3	583／日
	障害支援区分 2 以下	532／日
加 人員配置体制加算Ⅳ	51／日	

算	送迎加算	10/日
	入浴加算	80/日
	欠席時対応加算（急病等により3営業日前までに利用のキャンセルができなかった場合。月4回を限度）	94/日
	利用者負担上限管理加算 （1月内の利用者負担上限管理を行った場合）	150/月
	初期加算（利用開始から30日以内の実施日）	30/日
	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ加算率	8%

<利用者、家族から徴収するもの>

- ㊦創作活動に係る材料費 実費相当(50~200 円程度)
- ㊧調理実習材料費実費相当(50~300 円程度)
- ㊨昼食代 650 円
- ㊩その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者、家族が負担することが適当と見られるものの実費
- ㊪送迎時片道 100 円（ガソリン代等）

(3) 利用の中止、変更、追加

利用者、家族は、利用期日の、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合にはサービスの実施日の当日午前8時までに事業者申し出を原則とします。

2 多治見市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては「受給量」の変更することもできます。

3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するなどを行います。

6. サービスの利用に関する注意事項

(1) 通所受給者証の確認 『「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など通所受給者証の記載内容に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせ下さい。また、当事業所より通所受給者証の確認をさせて頂く場合には、ご提示ください。』

(2) 通所の原則 『当事業所への通所は利用者、家族の責任において行う。利用者、家族の方も、具体的な取り組みを理解して頂く為、活動の場に参加して頂く場合があります。』

7. 生活介護支援実施の記録

(1) 生活介護支援実施記録の確認：当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実

施した支援内容等を記録し、利用者、家族にその内容のご確認を頂きます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出下さい。なお、その記録は、5年間保存します。

- (2) 記録や情報の管理、開示について：事業所では、関係法令が定める諸規程に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者、家族の求めに応じその内容を開示します。

8. 協力医療機関等

協力医療機関は「すみれ在宅クリニック」「水田クリニック」になります。

9. 緊急時の援助

事業者は、サービスを提供している時に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに家族等へ連絡すると共に、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じます。また、状況によっては医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

10. 損害賠償責任

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者が速やかに家族及び関係市町村、時には医療機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、事故状況及び措置を記録します。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

- 2 事業者は、サービス提供時に事業者の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合は、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
- 3 利用者、家族はサービス利用中に利用者または家族が、故意または重大な過失により、事業者もしくは他の利用者の生命、身体、財物に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

11. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、従業員の誰もが対応可能なように、相談、苦情等対応表を作成し担当者に引き継げるように配慮する。

苦情、相談担当者	管理者 茅野 正好
連絡先	0572-24-3798
受付時間	月～金曜日午前8時30分～午後5時00分 (休み：12月29日から1月3日)

(2)行政機関その他苦情受付

多治見市福祉課	
所在地	多治見市音羽町1丁目233番地
電話番号	0572-22-1111
受付時間	午前9時から午後5時
岐阜県国民健康保険団体連合会 障がい者自立支援課	
所在地	岐阜市下奈良 2-2-1
電話番号	058-273-1111
受付時間	午前9時～午後5時
岐阜県運営適正化委員会 岐阜県社会福祉協議会内	
所在地	岐阜市下奈良 2-2-1
電話番号	058-278-5136 F A X 058-278-5137
受付時間	午前9時～午後5時

12. 警報時の利用制限

当事業所では、警報発令中でも基本的には受入れ態勢を取ります。但し、やむを得ない事由により開所できない時は、当事業所よりご連絡致します。利用するかどうかは、保護者の方のご判断と致します。欠席の場合、連絡は必ず入れて下さい。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応：別途定める消防計画書により対応します。

平時の訓練：消防計画書に従い年2回以上、避難訓練、防火訓練を行います。

防火管理者：國江 寛子

14. 虐待防止・禁止のための措置

責任者を茅野正好とします。当事業所では、利用者の人権を擁護する立場に立ち、虐待の防止に努め、従事者に必要な研修を行います。虐待の防止等の為、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止・禁止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止・禁止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止の為の対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (5) 苦情解決体制の整備

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15. 守秘義務

当事業所は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又家族に関する個人情報を保持する業務を負います。当事業所は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は、その家族に関する個人情報を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

16. 身体拘束等の適正化に関する事項

責任者を茅野正好とします。事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
 - (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底を図る
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

17. 食中毒・感染症に関する事項

責任者を茅野正好とします。事業所は、食中毒・感染症対策について、利用児の安心・安全な生活を守るものとし、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
 - (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
 - (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底を図る
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用児の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

18. その他

利用者は、サービス提供を受ける際は医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

2. 都合によりサービス利用の変更や追加を希望される場合は、必ずしも希望の日時にサービスの提供ができるとは限りません。その場合は、他の利用可能な日時を利用者、家族に提示するなど必要な調整をします。

19. 協議事項

この契約に定められていない事項について疑義が生じたときは、事業者は、障害者自立支援法等関係法令の定めるところに従い、利用者、家族と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者(家族)、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

多機能型による指定通所支援事業（生活介護）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

みんなの居場所

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から指定生活介護の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

住所 :
氏名 : 印
代筆者氏名 :
事業者住所 : 岐阜県多治見市根本町 3-90
事業者名 : 特定非営利活動法人
在宅支援グループみんなの手
代表者氏名 : 茅野 正好 印

みんなの居場所

7.7.1

障害者総合支援法指定居宅介護重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手
所 在 地	岐阜県多治見市根本町 3 丁目 90
電話・FAX 番号	代表番号 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
代表者氏名	茅 野 正 好

2. 事業所の概要

事業所の種類	岐阜県指定居宅介護事業所・平成18年10月1日 指定 (重度訪問介護事業を含む)
指 定 番 号	2 1 1 1 1 0 0 0 5 9
事業の目的	障害者の自立の促進、生活の質の向上を図る
事業所の名称	特定非営利活動法人在宅支援グループ みんなの手
事業所の所在地	岐阜県多治見市根本町 3 丁目 90
電話・FAX 番号	代表番号 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
管理者氏名	渡 邊 麻 奈 美
事業所の運営方針 について	本事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることが できるよう、当該利用者又はその介護を行う者の障害 その他の状況及びその置かれている環境に応じて、居宅介護サー ビスを適切に行うものとする。
事業所が行なっ ている他の業務	介護保険による居宅訪問介護事業、通所介護事業、多治見市委託事業、 自主サービスによる訪問介護、デイサービス事業、その他定款に定め られた事業

3. 事業実施地域

多治見市及び周辺地域

4. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12/29～1/3 は原則除く）
サービス提供時間帯	8：00～18：00（時間外は応相談）

5. 職員の体制

＜本事業所の職員体制＞

- | | |
|---------------|------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) サービス提供責任者 | 1名以上 |
| (3) 介護福祉士 | 1名以上 |
| 2級課程修了者等 | 1名以上 |

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容

当事業所では、「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。

「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅生活支援の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。

「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

(2) 利用者負担額

上記サービス利用に対しては、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護が法定代理受領であるときは、各利用者の負担割合に応じた負担額とします。

(3) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、居宅介護計画で定められたサービスの利用を中止又は変更することができます。
- ② 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提供するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証及び障害者手帳、療育手帳の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」「障害支援区分」など「受給者証」や「障害者手帳」「療育手帳」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所にお知らせください。また、本事業所より「受給者証」「障害者手帳」「療育手帳」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) 事業者の秘密保持と情報の提供

事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密については、第三者に開示することはありません。但し、次の各号については、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① サービス利用のための市町村、関連施設等への情報提供。
- ② サービスの質の向上のための研修等での事例検討など。なおこの場合は利用者が特定できないように仮名等で使用することを厳守します。

(4) 緊急時について

利用者に急変があった場合は、事前に確認している方法で対処します。

やむを得ない場合は緊急通報を優先する場合があります。

(5) 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の相談支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(6) 虐待防止に関して

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(7) 身体拘束等の適正化に関して

事業所は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活

を阻むものとし、発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体拘束等を防止、適切に実施するための担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(8) 食中毒・感染症に関する事項

事業所は、食中毒・感染症対策について、利用者の安心・安全な生活を守るものとして、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用者の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

＜特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手＞

TEL 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854

苦情処理委員会

責任者 茅野正好

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地	岐阜市下奈良2-2-1
	TEL	058-278-5136
	受付時間	毎週月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く）

	午前9時から午後5時
多治見市福祉課	所在地 多治見市音羽町1丁目233番地（北庁舎） TEL 0572-22-1111 受付時間 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く） 午前9時から午後5時

指定居宅介護サービス重要事項説明同意書

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 岐阜県多治見市根本町3丁目90

事業者名 特定非営利活動法人

在宅支援グループ みんなの手

管理者名

説明者名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

年 月 日

[利用者]

住 所

氏 名

印

[代理人又は後見人]

住 所

氏 名

印

ヘルパー

7.6.1

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号訪問事業契約書別紙（兼重要事項説明書）①

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手
所在地	岐阜県多治見市根本町3丁目90
電話・FAX 番号	代表電話0572-24-3798 FAX0572-23-8854
代表者氏名	茅野 正好

2. 事業所の概要

事業所の名称	特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手	
サービスの種類	介護予防訪問介護相当サービス	
事業所の所在地	岐阜県多治見市根本町3丁目90	
電話番号	代表電話0572-24-3798 FAX0572-23-8854	
指定年月日・事業所番号	平成13年7月1日指定	2171100379
管理者名	渡邊麻奈美	
通常の事業の実施地域	多治見市及び指定を受けた市町村	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。
運営方針	本事業は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努める。

4. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日（但し、日曜日は応相談） 12月29日～1月3日を原則除く
営業時間	8：00～18：00（時間外は応相談） 電話連絡は不在時、留守番電話対応で24時間つながる

5. 職員の体制

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者と兼務）
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- (3) 訪問介護員等 1名以上

6. 提供するサービスの内容と利用料金

(1) サービス内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の支援を行うサービスです。

(2) 利用者負担額

- ① サービスを利用した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領であるときは、各ご利用者の負担割合に応じた負担額とします。
- ② 通常の地域を大きく超える場合には利用者と協議の上、相当な交通費を請求する場合があります。

(3) 利用料金の支払い方法

上記①、②の利用料は（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

① 現金支払い

② 口座振替サービス

郵便局、その他の各銀行、信用金庫、農協

*ご利用者が指定する口座からの自動引き落としがご利用できます。

7. 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までを原則としますが、急な場合は利用当日の8時までに事業所に申し出てください。
- ② サービス利用の変更、追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提供するなど必要な調整を行います。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

①事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定事業者に関する情報を利用者に提供します。

(2) 介護保険証の確認

ご利用者は、認定状況に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容をお知らせください。また、本事業所従事者より「介護保険証」等の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) 守秘義務と情報の提供

事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密及び個人情報については、第三者に開示することはありません。但し、次の各号については、利用者及び家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ①サービス計画のために必要な市町村、関連施設等への情報提供。
- ②サービスの質の向上のための研修等での事例検討など。なおこの場合は利用者が特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(4) 緊急時について

サービス提供中にご利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、事前に確認している方法で必要な措置を行います。やむを得ない場合は緊急通報を優先する場合があります。

(5) 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当のケアマネジャー、地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(6) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことはできませんのであらかじめご了承ください。

- ①医療行為及び医療補助行為等（原則）
- ②年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③他の家族の方に対する食事の準備 など

- (7) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
また、連絡先は全て事業となりますので、訪問介護員等の連絡先等のお問い合わせにはお答えできません。
- (8) 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当のケアマネジャー、地域包括支援センター等にご連絡ください。

9. 苦情の受付について

サービスの提供に関する苦情や相談の受付

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

(1) 当事業所における受付機関

事業所相談窓口	特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手 TEL： 0572-24-3798 FAX： 0572-23-8854 責任者： 茅野 正好
---------	---

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地：岐阜県下奈良2-2-1 TEL：058-278-5136 受付時間：毎週月曜日から金曜日(但し、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く)午前9時から午後5時
多治見市福祉課	所在地：多治見市音羽町1丁目233番地(駅北庁舎) TEL：0572-22-1111(代) 受付時間：毎週月曜日から金曜日(但し、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く)午前9時から午後5時

10. 虐待防止に関して

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る

- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 1. 身体拘束等の適正化に関して

事業所は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものとし、発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体拘束等を防止、適切に実施するための担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 2. 食中毒・感染症に関する事項

事業所は、食中毒・感染症対策について、利用者の安心・安全な生活を守るものとして、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討、結果について従業者への周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用者の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

重要事項の説明の受諾及び同意書

介護予防・日常生活支援事業のサービス提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 岐阜県多治見市根本町3丁目90
事業者名 特定非営利活動法人
在宅支援グループみんなの手
管理者名
説明者 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービス
の提供内容及び個人情報の開示に同意しました。また、この書面が契
約書の別紙（一部）となることについても同意します。

年 月 日

利用者 住所
氏名 ㊟

署名代行者（又は法定代理人）
住所
氏名 ㊟

ヘルパー

R7.6.1

訪問介護事業重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手
所 在 地	岐阜県多治見市根本町3丁目90
電話・FAX 番号	代表電話 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
代表者氏名	茅 野 正 好

2. 事業所の概要

事業所の種類	岐阜県指定居宅介護支援サービス事業所・平成13年7月1日指定
指 定 番 号	2171100379
事業の目的	要介護状態等にある高齢者等に対し、適切な居宅訪問介護サービスを提供する
事業所の名称	特定非営利活動法人在宅支援グループ みんなの手
事業所の所在地	岐阜県多治見市根本町3丁目90
電話・FAX 番号	代表電話 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
管理者氏名	渡邊麻奈美
事業所の運営方針について	本事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅訪問介護サービスが適切に提供されるよう努めるものとする。
事業所が行なっている他の業務	介護保険法による居宅介護支援事業、通所生活介護事業など。障害者総合自立支援法による居宅介護事業など。多治見市委託事業、自主サービスによる訪問介護事業など、その他定款に定められた事業

3. 事業実施地域

多治見市及び周辺地域

4. 営業時間

営業日	月～土（12月29日～1月3日を原則除く）
サービス提供時間帯	8：00 ～ 18：00（時間外は応相談）

電話連絡は留守電対応で24時間つながります。

5. 職員の体制

＜本事業所の職員の職種及び職務内容＞

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者と兼務）
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- (3) 訪問介護員等
介護福祉士 1名以上
2級課程修了者等 1名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「サービス計画」とサービス内容

当事業所では、サービスの提供の開始に際し、居宅介護支援事業所から提供された計画に基づき、利用者やその家族がもつニーズを捉え、利用者が居宅でできるだけ質の高い自立した生活が送れるよう、本人、家族の意思を踏まえて計画の作成を図り、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただく。

また、本人、家族が提供記録の開示を求める場合はこれに応じる。

(2) 利用者負担額

- ① サービスを利用した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領であるときは、その1割を本人負担額とします。
- ② 通常の地域を大きく超える場合には利用者と協議の上、相当な交通費を請求する場合があります。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ① 現金支払
- ② 口座振替サービス
 - a：郵便局
 - b：十六銀行本支店・その他の銀行・信用金庫・農協

☆ ご利用者が指定する口座からの自動引き落としがご利用できます。

(4) 利用の中止、解約

利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡したとき

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

① 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定事業者に関する情報を利用者に提供します。

② 事業者は、利用者またはその家族が事業者または従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(2) 個人情報の守秘について

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

但し、次の各号については、利用者及び扶養者から、この重要事項説明書および契約書で予め同意を得た上で行うこととします。

① サービス計画のために必要な市町村、関連施設等への情報提供。

② サービスの質の向上のための研修等での事例検討など。なおこの場合は利用者が特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(3) 緊急時について

利用者に急変があった場合は、事前に確認している方法で対処します。

やむを得ない場合は緊急通報を優先する場合があります。

(4) 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(5) 虐待防止に関して

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための指針の整備

(2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(3) 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る

(4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(6) 身体拘束等の適正化に関して

事業所は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものとし、発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体拘束等を防止、適切に実施するための担当者を設置し、

従業者に周知徹底を図る

(4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- (7) 食中毒・感染症に関する事項

事業所は、食中毒・感染症対策について、利用者の安心・安全な生活を守るものとして、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果

について従業者への周知徹底を図る

(4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用者の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

＜特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手＞

TEL 0572-24-3798

FAX 0572-23-8854

苦情処理委員会

責任者 茅野正好

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地	岐阜市下奈良2-2-1
	TEL	058-278-5136
	受付時間	毎週月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く） 午前9時から午後5時

多治見市 高齢福祉課	所在地	多治見市音羽町1丁目233(北庁舎)
	TEL	0572-22-1111
	受付時間	毎週月曜日から金曜日(ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く)
		午前9時から午後5時

訪問介護事業

重要事項説明書に関する同意書

年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

特定非営利活動法人

在宅支援グループ みんなの手

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始及び情報開示に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人または後見人

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

ヘルパー

R7.6.1

特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手
多機能型による指定通所支援事業
(児童発達支援事業・放課後等デイサービス)

みんなの居場所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を説明するものです。

1. 事業所の概要

事業所の種類	多機能型サービス (児童発達支援・放課後等デイサービス)
事業者名称	みんなの居場所
事業所の所在地	〒507-0065 岐阜県 多治見市 根本町 3-90
電話番号	0572-24-3798 FAX: 0572-23-8854
代表者名	茅野 正好
管理者氏名	茅野 正好
児童発達支援管理責任者	茅野 正好
定員	10 名「児童発達支援 5 名・放課後等デイサービス 5 名」
指定年月日	令和 6 年 4 月 1 日
サービス利用可能地域	多治見市及び送迎可能で市町村と契約が完了している地域
事業者番号	2151100381
第三者評価の実施状況	未実施
事業の目的	早期療育指導を必要とする児童に対し、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な支援を行う。
運営の方針	(1) 児童の心身の特性を踏まえて、日常生活における基本的動作と集団生活への適応支援、児童の発達に応じた療育支援を行う。 (2) 指定児童発達支援の提供にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、必要な関係機関とも綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 営業日とサービス提供時間

事業	児童発達支援	放課後等デイサービス
営業日	毎週 月・火・水・木・金曜日 ※ ただし、12月29日から1月3日までは休み	
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで。	
サービス提供日	月・火・水・木・金曜日 ※ ただし、12月29日から1月3日までは休み	月・火・水・木・金の学校登校日、及び学校休業日※ ただし、12月29日から1月3日までは休み
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時00分まで	登校日 午前9時30分～午後5時00分。 休校日 午前9時00分～午後5時00分まで
利用定員	児童発達支援、放課後等デイサービス及び多機能型による合わせて1日10名	
主たる対象児	多治見市全域(実地地域以外でも利用の申出がある場合には、事業所が必要と認めれば指定通所支援を提供する事ができる。)の児童(未就学児)	

なお、営業日、サービス提供時間以外でもサービス提供が必要であると事業所が認めた場合は、当該保護者のサービス利用の申し出に応じることがあります。

3. 事業所の職員体制

職 種	人 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名 (兼務)	「管理者は、職員の管理、児童発達支援の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。」
児童発達支援管理責任者	1 名 (兼務)	「児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成し、6カ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行なうとともに、その内容について説明を行います。」
保育士 及び 児童指導員	2 名以上	「児童発達支援計画に基づき児童及び保護者に対し指導等を行います。」

4. 支援を提供する主たる対象者

多治見市全域(実地地域以外でも利用の申出がある場合には、事業所が必要と認めれば指定通所支援を提供する事ができる。)の児童(未就学児)

5. 事業所が提供するサービスと利用料

- (1) 「個別支援計画」とサービス内容、当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を作成しサービスを提供します。「個別支援計画」は、本事業所の児童

発達支援管理責任者が作成し、多治見市が決定した支給量（児童通所受給者証に記載してあります）と保護者の意向を踏まえて、具体的なサービス内容や児童に対するサービス実施日等を記載しています。「個別支援計画」は、保護者に事前に説明・同意を頂き、保護者の申出により、いつでも見直す事ができます。

「説明義務」事業者は、本契約に基づく内容を、保護者の質問に対し適切に説明します。

【児童に対するサービスの内容】

- (1) 日常生活における基本動作の支援
- (2) 集団生活への適応支援
- (3) 遊びの方法
- (4) その他児童の発達に必要な支援
- (5) 安全配慮義務 事業者は、サービスの提供にあたって利用児の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (6) 5領域の支援「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を行います。

(2) 利用料

児童発達支援	放課後等デイサービス
基本報酬 区分1 <u>901 単位/日</u> (30～1:30) 区分2 <u>928 単 位/日</u> (1:30 分超3 時間以下)	基本報酬 区分1 平日 <u>574 単位/日</u> (30～1:30)区 分2 平日 <u>609 単位/日</u> (1:30 超3 時間以下) 区分 3 休校日 <u>666 単位/日</u> (3 時間超～5 時間以下)
利用定員が10人以下の場合	

児童発達支援事業を利用した児童の保護者は、児童福祉法施行令第24条に定める利用者負担基準に基づく扶養義務者が負担すべき額を負担する。ただし、多治見市障がい福祉サービス利用促進事業助成金の申請手続きを行う事で、利用者負担額分の助成を受けられます。但し、助成金の受領に関しては、委任状を提出して頂き、通所施設で受任者として定め、助成金の代理受領をさせていただきます。常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図る為に、人員配置基準上必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等の従業者を配置した場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて算定します。

子育てサポート加算 80 単位/月 4 回

『保護者様に支援場面の観察等の機会を提供し、関わり方等について相談援助等を行った場合に算定します。』

送迎加算 片道につき/54 単位

児童の居宅等または学校等と放課後等デイサービス事業所との送迎を行うこと。

利用者負担上限額管理加算 150 単位/月

『事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定します。』

児童福祉専門職員配置加算Ⅲ 児童発達支援 36～187 単位/日 放課後等デイサービス 90

～187 単位/日

『児童指導員等が従事した経験年数・配置形態の区分に応じて算定します。』

家庭支援加算 所要時間 1 時間未満 200 単位/回 所要時間 1 時間以上 300 単位/回
事業所で面談 100/回 オンライン 80/回

『障害児の健全育成を図る観点で、通所給付決定保護者の同意を得て、居宅を訪問し、利用者及び家族等に相談援助等の支援を行った場合に、月 4 回を限度に算定します。』

個別サポート加算(Ⅱ) 150 単位/日(Ⅲ) 70 単位/日

『(Ⅱ)ケアニーズの高い障害児への支援を行った場合に加算を算定します。』『(Ⅲ)不登校の状態にある障害児の学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童』

欠席時対応加算 94 単位

『あらかじめ予定していた日に、急病等でその利用を中止した際、家族等へ連絡調整、記録、今後の対応をした場合に、欠席加算を算定します。』

事業所間連携加算 事業所間連携加算 (Ⅰ)・・・500 単位/回 (月 1 回を限度)

事業所間連携加算 (Ⅱ)・・・150 単位/回 (月 1 回を限度)

『障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、**セルフプラン**で複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行ったに算定できる加算です。』

自立サポート加算 100 単位/回(月 2 回を限度として 1 回算定)

『高校卒業後のこどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、新たに自立サポート加算が適用されます。具体的には、高校 2 年生以上を対象に、卒業後の生活に向けて学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合、月 2 回を限度として 1 回 100 単位算定できるようになります。』

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ加算率

『児童発達支援 12.80% 放課後等デイサービス 13.10%』

関係機関連携加算 150～250 単位(Ⅰ(250)保育所や学校との支援計画会議実施、Ⅱ(200)保育所や学校との情報連携、Ⅲ(150)児童指導相談所や医療機関との情報連携、Ⅳ(200)就学先の小学校や企業等との連絡調整)/回 (月 1 回)

『こども園等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に関係機連家加算を算定します。また、就学先の学校と連絡調整を行った場合関係機関連携加算を算定します。』

<保護者から徴収するもの>

- ㊦創作活動に係る材料費 実費相当(50～200 円程度) ㊧調理実習材料費実費相当(50～300 円程度) ㊨昼食代 650 円㊩その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者が負担することが適当と見られるものの実費㊪送迎時片道 100 円
(3) 利用の中止、変更、追加

保護者は、利用期日の、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合にはサービスの実施日の当日午前 8 時までに事業者申し出ることを原則とします。

- 2 多治見市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては「受給量」の変更することもできます。
- 3 事業者は、第 1 項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するなどを行います。

6. サービスの利用に関する注意事項

(1) 児童通所受給者証の確認 『「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など児童通所受給者証の記載内容に変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせ下さい。また、当事業所より児童通所受給者証の確認をさせて頂く場合には、ご提示ください。』

(2) 通所の原則 『当事業所への通所は保護者の責任において行う。保護者の方も、具体的な療育方法を理解して頂く為、活動の場に参加して頂く場合があります。』

7. 児童発達支援実施の記録

- (1) 児童発達支援実施記録の確認：当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施した支援内容等を記録し、保護者にその内容のご確認を頂きます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申出下さい。なお、その記録は、5 年間保存します。
- (2) 記録や情報の管理、開示について：事業所では、関係法令が定める諸規程に基づき、児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じその内容を開示します。

8. 協力医療機関等

協力医療機関は「すみれ在宅クリニック」「水田クリニック」になります。

9. 緊急時の援助

事業者は、サービスを提供している時に、利用児の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに家族等へ連絡すると共に、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じます。また、状況によっては医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

10. 損害賠償責任

事業者の責任により児童に生じた損害については、事業者が速やかに保護者及び関係市町村、時には医療機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、事故状況及び措置を記録します。ただし、その損害の発生について、児童に故意または過失が認められる場合には、児童のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることがあります。

- 2 事業者は、サービス提供時に事業者の責に帰すべき事由により、利用児に損害を与えた場合は、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
- 3 保護者はサービス利用中に保護者または利用児が、故意または重大な過失により、事業者もしくは他の利用児の生命、身体、財物に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

11. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、従業員の誰もが対応可能なように、相談、苦情等対応表を作成し担当者に引き継げるように配慮する。	
苦情、相談担当者	管理者 茅野 正好
連絡先	0572-24-3798
受付時間	月～金曜日午前8時30分～午後5時00分 (休み：12月29日から1月3日)

(2) 行政機関その他苦情受付

多治見市福祉課	
所在地	多治見市音羽町1丁目233番地
電話番号	0572-22-1111
受付時間	午前9時から午後5時
岐阜県国民健康保険団体連合会 障がい者自立支援課	
所在地	岐阜市下奈良 2-2-1
電話番号	058-273-1111
受付時間	午前9時～午後5時
岐阜県運営適正化委員会 岐阜県社会福祉協議会内	
所在地	岐阜市下奈良 2-2-1
電話番号	058-278-5136 F A X 058-278-5137
受付時間	午前9時～午後5時

12. 警報時の利用制限

当事業所では、警報発令中でも基本的には受入れ態勢を取ります。但し、やむを得ない事由により開所できない時は、当事業所よりご連絡致します。利用するかどうかは、保護者の方のご判断と致します。欠席の場合、連絡は必ず入れて下さい。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応：別途定める消防計画書により対応します。

平時の訓練：消防計画書に従い年 2 回以上、避難訓練、防火訓練を行います。

防火管理者：國江 寛子

14. 虐待防止・禁止のための措置

責任者を茅野正好とします。当事業所では、児童の人権を擁護する立場に立ち、虐待の防止に努め、従事者に必要な研修を行います。虐待の防止等の為、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止・禁止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止・禁止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止の為の対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (5) 苦情解決体制の整備

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害児を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15. 守秘義務

当事業所は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又家族に関する個人情報を保持する業務を負います。当事業所は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は、その家族に関する個人情報を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。

16. 身体拘束等の適正化に関する事項

責任者を茅野正好とします。事業所は、サービスの提供に当たっては、利用児又は他の利用児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底を図る

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害児を現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

17. 食中毒・感染症に関する事項

責任者を茅野正好とします。事業所は、食中毒・感染症対策について、利用児の安心・安全な生活を守るものとし、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底を図る

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用児の家族等利用児を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

18. その他

利用者は、サービス提供を受ける際は医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

2. 都合によりサービス利用の変更や追加を希望される場合は、必ずしも希望の日時にサービスの提供ができるとは限りません。その場合は、他の利用可能な日時を保護者に提示するなど必要な調整をします。

19. 協議事項

この契約に定められていない事項について疑義が生じたときは、事業者は、児童福祉法及び関係法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用児(保護者)、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

多機能型による指定通所支援事業（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

みんなの居場所

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 :

保護者名 :

児童名 :

印

事業者住所 : 岐阜県多治見市根本町 3-90

事業者名 : 特定非営利活動法人
在宅支援グループみんなの手
代表者氏名 : 茅野 正好 印

みんなの居場所

7.6.1

特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手
多機能型による生活介護 天使の居場所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人 在宅支援グループ みんなの手
所在地	岐阜県多治見市根本町 3-90
電話・FAX 番号	代表電話 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
代表者名	茅野 正好
設立年月日	2000年（平成12年）11月2日

2. 事業所の概要

事業所の種類 及び 指定事業所番号	多機能型による生活介護（主として重度の心身障害者を対象） 岐阜県指定事業所番号 2111100885
事業の目的 及び 運営方針	障害者が、本人の心身の状態や環境に応じて自立した日常生活および社会生活を営むことができるように、日常生活における生活能力の向上のために必要な経験や社会との交流を図り、適切に支援することを目的とします。また同時に、地域社会の中で家族が安心して暮らすことができるよう支援することを目的とします。事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、本人、家族が所在する市町村はじめ、福祉及び保健医療関係機関との密接な連携に努めます。
事業所の名称	天使の居場所
事業所の所在地	岐阜県多治見市前畑町 5丁目 21の1
電話・FAX 番号	電話090-6582-1263 FAX 0572-51-5588
管理者	内 田 清 美
サービス管理 責任者	内 田 清 美
開設年月日	2020年（令和2年）6月1日

3. 職員の体制

当事業所は、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	業 務 内 容
管理者（兼 看護職員）	1名	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス 管理責任者	1名	個別支援計画を作成し、6カ月に1回以上見直しを行います。サービス利用者に対する継続的なサービス管理及び評価を行うとともに、利用者及びその家族に対し、その内容等について説明を行います。
嘱託医	1名	利用者の支援にかかわる健康管理及び医療的ケア、また療育上必要な指導等を行います。
看護職員	1名以上	個別支援計画に基づき健康管理及び医療的ケア、また療育上必要な指導等を行います。
生活支援員	1名以上	個別支援計画に基づき利用者に対し適切な指導等を行います。

4. 事業所の施設設備の概要 当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

指導訓練室 兼 訓練作業室	利用児者の機能訓練を行います。 座位保持椅子、クッションフロアマット、電動介護用ベッド、オーバーテーブル、療育教材、玩具、ホワイトボード
多目的室	各種の活動、食事、休憩等を行います。 座位保持椅子、クッションフロアマット、電動介護用ベッド、オーバーテーブル、療育教材、玩具、ホワイトボード
浴室	清拭、入浴を行います。据え付け型浴槽
洗面所・トイレ	手指消毒、おむつ替えなど行います。障害者用洋式トイレ
相談室・事務室	療育相談、保護者との面談等を行います。机、椅子、パーテーション
備考	冷暖房設備、消火器、火災報知器、誘導灯、非常用担架を設置。

5. 営業時間とサービス提供時間、利用定員と主たる利用対象者

営業日	月曜日から木曜日及び土曜日。但し、12月29日から1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで。
サービス提供日	月曜日から木曜日及び土曜日。但し、12月29日から1月3日を除く。
サービス提供時間	午前9時15分から午後3時30分まで。
利用定員	生活介護、多機能型による児童発達支援及び放課後等デイサービスを合わせて1日5名

主たる対象者	重度の心身障害者
--------	----------

なお、営業日、サービス提供時間以外でもサービス提供が必要であると事業所が認めた場合は、当該保護者のサービス利用の申し出に応じることがあります。

6. 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、多治見市の全域とする。ただし、実地地域以外でも利用の申出がある場合は事業所が必要と認めれば、生活介護を提供する事ができるものとします。

7. 当事業所が提供するサービス

個別支援計画に基づき、自立した日常生活および社会生活を営むことができることをめざして、下記のサービスをひとりひとりの状態に応じた活動を通して提供します。

区 分	内 容
健康管理	健康チェック、健康相談
医療的ケア	医療的ケアと医療管理
日常生活動作の支援	更衣、排泄、食事、清潔、歯磨き等
個別療育及び集団療育	自由遊び、集団遊び、創作活動、音楽遊び等
機能訓練	嚙下体操、姿勢保持等
社会参加活動	行事、レクリエーション等
送迎	送迎が必要と認めた方（事業所の車両により自宅と事業所との間）
入浴	自宅での入浴が困難な方
家族等への指導助言	介護方法、介護技術（看護及びリハビリ）の指導助言等
相談	医療、福祉、生活の相談等
関係機関連携	保健、医療、教育、福祉、当事者団体等を含めた支援連携

8. サービス利用料金

(1) **利用者負担額** 生活介護給付費によるサービス提供した場合はサービス利用料金（厚生労働省の基準により算出した額）から、定率負担額（1割相当）または利用者上限負担月額を引いた額が給付対象となります。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますので利用者が直接支払う必要はありません。

(2) **その他の費用** 生活介護給付（利用者負担額）の以外の費用については下記の通りのお支払いをいただきます。ただし、これらについては、あらかじめ保護者の方にサービス内容及び費用について説明し、了解を得てサービスの提供をする事といたします。

ア おむつ等の日用品費 実費 イ 創作活動や訓練等に係る材料費 実費
ウ 入浴サービスの提供に係る光熱費 1回あたり300円

エ 食事の提供に係る費用（弁当購入など） 実費

オ 送迎サービスの提供に係る費用 1 回（片道） 1 0 0 円但し事業所から 10 km を超える場合は別途料金

カ その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費の実費

（3）利用者負担額及びその他の費用のお支払方法

① 現金支払

② 口座振替サービス

a：郵便局 b：十六銀行本支店・その他の銀行・信用金庫・農協

ご利用者が指定する口座からの自動引き落としがご利用できます。

9. サービス利用の中止、変更及び追加

（1）サービスの利用を中止又は変更 利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービス利用を支給限度額の範囲内で追加する事ができます。サービスの実施日の前日までを原則としますが、急な場合は利用当日の 8 時までには事業所に申し出て下さい。

（2）キャンセル料 上記以降のキャンセルもしくは連絡ない場合は、キャンセル料をお支払い頂く場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない理由がある場合は、キャンセル料は頂きません。

（3）サービス利用の変更及び追加 その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど、必要な調整をいたします。

10. サービスの利用に関する留意事項

（1）受給者証（市町村の支給決定内容等）の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更や更新があった場合は速やかに事業所にお知らせください。

（2）個別支援計画の作成及び変更

確認した支給決定内容に沿って、利用者の生活に対する意向に配慮しながら「個別支援計画」を作成します。作成した「個別支援計画」に、案の段階で利用者に対し内容を説明し、同意を得た上で成案とします。また、「個別支援計画」は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する事ができます。

（3）施設・設備の使用上の注意

ア 利用者に異変がある場合には家族等はただちに職員に報告してください。

イ 施設、設備、敷地はその本来の用途に従って利用してください。

ウ 当事業所の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような言動や暴力行為、また

宗教活動や営利活動を行わないでください。

1 1. サービス提供の記録

サービス実績記録表の確認 本事業所ではサービス提供ごとにサービス実績記録票にサービス内容、実施日時を記録してお渡します。内容を確認していただき、押印をお願いします。

利用児童の記録や情報の管理、開示について 本事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録を作成し、その情報を適切に管理します。これらの記録はサービス提供の日から5年間保存します。また利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用はご家族等の負担となります。）

1 2. 緊急時及び事故発生時等における対応について

(1) サービス提供中に、利用者の容態に急変があった場合、その他必要な場合は、速やかに家族、嘱託医に、また必要な場合には協力医療機関又は利用者の主治医に連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

(2) サービスの提供により事故が発生した時には、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償します。

1 3. 非常災害時の対応について

別途に定める「防災計画」により対応します。消防法に定められた年2回以上の訓練を利用児童参加の上実施します。その他、防災設備の設置、点検を行います。

1 4. 協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認をいただいています。

医療機関の名称	岐阜県立多治見病院
院長名	近藤泰三
所在地	岐阜県多治見市前畑町5丁目161
電話番号	0572-22-5311

1 5. 個人情報の保護について 事業者はその業務上知りえた利用者の個人情報については、本事業所の「個人情報保護規程」に基づき下記の通り、適正に取り扱います。

(1) 職員は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持し、在職中及び退職後においても他に漏らしません。

(2) 事業者は、職員が(1)を適正に遂行するため職員との雇用契約の内容とします。

(3) 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して利用者の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

16. 苦情等の受付について

(1) 本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談
本事業所のサービスに対する苦情やご意見などは以下の窓口で受け付け、本事業所の「苦情解決規程」に基づき適切に対応・処理します。

苦情受付担当者	前田明紀
苦情解決責任者	管理者 内田清美
連絡先	TEL 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
受付時間	営業日の午前9時～午後5時

(2) 行政機関及び公共団体の受付機関

サービスに対する苦情等は下記の機関窓口でも受け付けています。

多治見市役所 福祉課	所在地 多治見市音羽町1丁目233番地 TEL 0572-22-1111 受付時間 毎週月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く）の午前9時から午後5時
岐阜県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 TEL 058-278-5136 受付時間 毎週月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く）の午前9時から午後5時

17. 虐待の防止について事業所は 責任者を茅野正好とします。当事業所では、利用者の人権を擁護する立場に立ち、虐待の防止に努め、従事者に必要な研修を行います。虐待の防止等の為、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止・禁止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止・禁止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止の為の対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (5) 苦情解決体制の整備

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

18. 身体拘束等の適正化について 責任者を茅野正好とします。事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底を図る

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

19. 食中毒・感染症に関する事項について 責任者を茅野正好とします。事業所は、食中毒・感染症対策について、利用者の安心・安全な生活を守るものとし、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底を図る

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用者の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

多機能型による指定通所支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 特定非営利活動法人
在宅支援グループみんなの手 天使の居場所
管理者氏名 内 田 清 美
説明者氏名 内 田 清 美

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所支援の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
理人又は後見人等	住所	
	氏名	印
天使の居場所		
7.6.1		

特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手
多機能型による指定通所支援事業（児童発達支援事業及び放課後等デイサービス）天使の居場所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手
所 在 地	岐阜県多治見市根本町 3-90
電話・FAX 番号	代表電話 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
代 表 者 名	茅野 正好
設立年月日	2000年（平成12年）11月2日

2. 事業所の概要

事業所の種類 及び 指定事業所番号	多機能型による指定通所支援事業所（児童発達支援事業及び放課後等 デイサービス、主として重症心身障害児を対象） 岐阜県指定事業所番号 2151100290
事業の目的 及び 運営方針	障害児が日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、また生活能力の向上のために必要な経験や社会との交流を図ることができるよう、本人の心身の状態や環境に応じて適切に支援することを目的とします。また同時に、地域社会の中で保護者・家族が安心して子育てができるよう支援することを目的とします。事業の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村はじめ、福祉及び保健医療関係機関との密接な連携に努めます。
事業所の名称	天使の居場所
事業所の所在地	岐阜県多治見市前畑町5丁目21-1
電話・FAX 番号	電話 090-6582-1263 FAX 0572-51-5588

管理者	内 田 清 美
児童発達支援 管理責任者	内 田 清 美
開設年月日	2020年（令和2年）6月1日

3. 職員の体制

当事業所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	業 務 内 容
管理者 (兼看護職員)	1名	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
児童発達支援 管理責任者	1名	通所支援計画を作成し、6カ月に1回以上見直しを行います。サービス利用者に対する継続的なサービス管理及び評価を行うとともに、利用児及び保護者とその家族に対し、その内容等について説明を行います。
児童指導員 又は保育士	1名以上	通所支援計画に基づき利用児に対して適切に保育等を行います。
機能訓練 担当職員	1名以上	通所支援計画に基づき日常生活を営むために必要な機能訓練等を行います。
嘱託医	1名	利用児の支援にかかわる健康管理及び医療的ケア、また療育上必要な指導等を行います。
看護職員	1名以上	通所支援計画に基づき健康管理及び医療的ケア、また療育上必要な指導等を行います。
指導員	1名以上	通所支援計画に基づき利用児に対して適切な指導等を行います。

4. 事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下の通りです。

指導訓練室 兼 訓練作業室	利用児者の機能訓練を行います。 座位保持椅子、クッションフロアマット、電動介護用ベッド、オーバーテーブル、療育教材、玩具、ホワイトボード
多目的室	各種の活動、食事、休憩等を行います。 座位保持椅子、クッションフロアマット、電動介護用ベッド、オーバーテーブル、療育教材、玩具、ホワイトボード
浴室	清拭、入浴を行います。 据え付け型浴槽
洗面所・トイレ	手指消毒、おむつ替えなど行います。 障害者用洋式トイレ

相談室・事務室	療育相談、保護者との面談等を行います。 机、椅子、パーテーション
備考	冷暖房設備、消火器、火災報知器、誘導灯、非常用担架を設置しています。

5. 営業時間とサービス提供時間、利用定員と主たる利用対象児

事業	児童発達支援	放課後等デイサービス
営業日	月曜日～木曜日及び土曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日までを除く。	
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで。	
サービス提供日	月曜日から木曜日及び土曜日。 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。	1) 月曜日から木曜日の学校登校日 2) 土曜日及び学校休業日。 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時30分から午後2時まで。	1) 午前9時30分から午後17時 2) 午前9時30分から午後3時30分
利用定員	児童発達支援、放課後等デイサービス及び多機能型による生活介護を 合わせて1日5名	
主たる対象児	重症心身障害児	

なお、営業日、サービス提供時間以外でもサービス提供が必要であると事業所が認められた場合は、当該保護者のサービス利用の申し出に応じることがあります。

6. 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、多治見市の全域とする。ただし、実地地域以外でも利用の申出がある場合には事業所が必要と認めれば、指定通所支援を提供することができるものとします。

7. 当事業所が提供するサービス

通所支援計画（児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画）に基づき、日常生活の基本的動作や知識技能を身につけること、生活能力の向上、また集団生活への適応をめざして、下記のサービスをひとりひとりの状態に応じた活動を通して提供します。

区 分	内 容
健康管理	健康チェック、健康相談
医療的ケア	医療的ケアと医療管理

日常生活動作の支援	更衣、排泄、食事、清潔、歯磨き等
個別療育及び集団療育	自由遊び、集団遊び、創作活動、音楽遊び等
機能訓練	嚙下体操、姿勢保持等
社会参加活動	行事、レクリエーション等
送迎	送迎が必要と認めた方（事業所の車両により自宅と事業所との間）
入浴	自宅での入浴が困難な方
家族等への指導助言	介護方法、介護技術（看護及びリハビリ）の指導助言等
相談	子育て、医療、福祉、生活の相談等
関係機関連携	保健、医療、教育、福祉、当事者団体等を含めた支援連携

8 サービス利用料金

(1) 利用者負担額

障害児通所給付費によるサービス提供した場合はサービス利用料金（厚生労働省の基準により算出した額）から、定率負担額（1割相当）または利用者上限負担月額を引いた額が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担額分として、定額負担額（1割相当）または利用者上限負担月額を事業者にお支払いいただきます。

(2) その他の費用

障害児通所給付（利用者負担額）の以外の費用については下記の通りのお支払いをいただきます。ただし、これらについては、あらかじめ保護者の方にサービス内容及び費用について説明し、了解を得てサービスの提供をすることといたします。

- ア おむつ等の日用品費 実費
- イ 創作活動や訓練等に係る材料費 実費
- ウ 入浴サービスの提供に係る光熱費 1回あたり300円
- エ 食事の提供に係る費用（弁当購入など） 実費
- オ 送迎サービスの提供に係る費用1回（片道）100円
ただし 事業所から10kmを超える場合は別途料金
- カ その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費の実費

(3) 利用者負担額及びその他の費用のお支払方法

- ① 現金支払
- ② 口座振替サービス

a：郵便局

b：十六銀行本支店・その他の銀行・信用金庫・農協

ご利用者が指定する口座からの自動引き落としがご利用できます。

9 サービス利用の中止、変更及び追加について

(1) サービスの利用を中止又は変更

利用児童又は保護者（以下「利用者」）の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービス利用を支給限度額の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までを原則としますが、急な場合は利用当日の8時までに事業所に申し出てください。

(2) キャンセル料

上記以降のキャンセルもしくは連絡ない場合は、キャンセル料をお支払い頂く場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない理由がある場合は、キャンセル料は頂きません。

(3) サービス利用の変更及び追加

その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど、必要な調整をいたします。サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービス利用を支給限度額の範囲内で追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日15時までに事業所に申し出てください。また、急な場合は利用当日の9時までに事業所に申し出てください。

10 サービスの利用に関する留意事項

(1) 受給者証（市町村の支給決定内容等）の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更や更新があった場合は速やかに事業所にお知らせください。

(2) 通所支援計画の作成及び変更

確認した支給決定内容に沿って、利用者の生活に対する意向に配慮しながら「通所支援計画」を作成します。作成した「通所支援計画」については、案の段階で利用者に対し内容を説明し、同意を得た上で成案とします。また、「通所支援計画」は、利用児童の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(3) 施設・設備の使用上の注意

ア 利用児童に異変がある場合には保護者はただちに職員に報告してください。

イ 施設、設備、敷地はその本来の用途に従って利用してください。

ウ 当事業所の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような言動や暴力行為、また宗教活動や営利活動を行わないでください。

1 1 サービス提供の記録

(1) サービス実績記録表の確認

本事業所ではサービス提供ごとにサービス実績記録票にサービス内容、実施日時、を記録してお渡します。内容を確認していただき、押印をお願いします。

(2) 利用児童の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて利用児童や保護者の記録を作成し、その情報を適切に管理します。これらの記録はサービス提供の日から5年間保存します。また利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は保護者の負担となります。)

1 2 緊急時及び事故発生時等における対応について

(1) サービス提供中に、利用児童の容態に急変があった場合、その他必要な場合は、速やかに保護者、嘱託医に、また必用な場合には協力医療機関又は利用児童の主治医に連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

(2) サービスの提供により事故が発生した時には、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償します。

1 3 協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認をいただいています。

医療機関の名称	岐阜県立多治見病院
院長名	近藤泰三
所在地	岐阜県多治見市前畑町5丁目161
電話番号	0572-22-5311

1 4 非常災害時の対応について

別途に定める「防災計画」により対応します。消防法に定められた年2回以上の訓練を利用児童参加の上実施します。その他、防災設備の設置、点検を行います。

1 5 苦情等の受付について

(1) 本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

本事業所のサービスに対する苦情やご意見などは以下の窓口で受け付け、本事業所

の「苦情解決規程」に基づき適切に対応・処理します。

苦情受付担当者	前田明紀
苦情解決責任者	管理者 内田清美
連絡先	TEL 090-6582-1263 FAX 0572-51-5588
受付時間	営業日の午前9時～午後5時

(2) 行政機関及び公共団体の受付機関

サービスに対する苦情等は下記の機関窓口でも受け付けています。

多治見市役所 福祉課	所在地 多治見市音羽町1丁目233番地(北庁舎) TEL 0572-22-1111 受付時間 毎週月曜日から金曜日(祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く)の午前9時から午後5時
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 TEL 058-278-5136 受付時間 毎週月曜日から金曜日(祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く)の午前9時から午後5時

16 個人情報の保護について

事業者はその業務上知りえた利用者の個人情報については、本事業所の「個人情報保護規程」に基づき下記の通り、適正に取り扱います。

- (1) 職員は、その業務上知り得た利用者の秘密を保持し、在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- (2) 事業者は、職員が(1)を適正に遂行するため職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所は、他の通所支援事業者等に対して利用者の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

17 虐待防止について

責任者を茅野正好とします。事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る
- (4) 虐待防止の為の対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(5) 苦情解決体制の整備

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

18 身体拘束等の適正化について

責任者を茅野正好とします。事業所は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものとし、発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底を図る

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

・19 食中毒・感染症に関する事項について

責任者を茅野正好とします。事業所は、食中毒・感染症対策について、利用者の安心・安全な生活を守るものとし、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底を図る

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用者の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

多機能型による指定通所支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 特定非営利活動法人
在宅支援グループみんなの手 天使の居場所
説明者氏名 内田 清美 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、多機能型による指定通所支援の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用児童 氏名

保護者等 住所

氏名

印

(続柄)

天使の居場所

7.6.1

地域密着型通所介護事業重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

名 称	特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手
所 在 地	岐阜県多治見市根本町 3-90
電話・FAX 番号	代表電話 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
代表者氏名	茅野 正好

2. 事業所の概要

事業所の種類	岐阜県指定通所介護サービス事業所・平成 17 年 12 月 1 日指定 地域密着型通所介護 (みなし) 平成 28 年 4 月 1 日
指 定 番 号	2171100379
事業の目的	利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
事業所の名称	みんなの手デイサービスセンター
事業所の所在地	岐阜県多治見市根本町 3-90
電話・FAX 番号	代表電話 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854
管理者氏名	渡 邊 麻 奈 美
事業所の運営方針 について	本事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他心身機能の維持向上を図ることができるよう援助を行う。

事業所が行なっている他の業務	介護保険法による居宅介護支援事業及び居宅訪問介護事業、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び多治見市地域生活支援事業によるサービス、多治見市生活支援事業、自主サービスによる事業、その他定款に定められた事業
----------------	---

3. 事業実施地域

多治見市及び送迎可能で市町村と契約が完了している地域

4. 営業時間

営業日	月・火・水・木・金（土・日・12月29日～1月3日は原則休み）
サービス提供時間帯	9：30～15：35

5. 職員の体制

<本事業所の職員の職種及び職務内容>

- (4) 管理者 1名（常勤で兼務）
- (5) 生活相談員 1名（常勤で兼務）
- (6) 看護職員 1名以上（非常勤で機能訓練と兼務）
- (7) 介護職員 1名以上（常勤1名・兼務、非常勤4名・兼務）
- (8) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務とする）

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

居宅介護支援計画のもと、本人、家族の意思を踏まえて通所介護の計画を立てます。そして同意を得て、以下のサービスを提供します。また、本人、家族から提供記録の開示を求められた場合は応じます。

① 食事

当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

② 入浴

入浴又は清拭又は手浴、足浴等を行います。家庭と同じくらいの浴槽で原則ひとり入浴です。

③ 排泄

ご利用者の排せつの介助を行います。

④ 機能訓練及び口腔ケア

ご利用者の希望により、心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を看護職員等が実施します。

⑤ 送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

(2) 利用者負担額

① サービスを利用した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領であるときは、各利用者の負担割合に応じた負担額とします。

② 介護保険の給付対象とならない以下のサービスには、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

a : 食事・おやつ代 650円

b : 機能訓練に資する材料費代でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

c : おむつ・尿取りパット代など日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

d : 通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は路程1キロメートル当たり60円を実費として負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

① 現金支払

② 口座振替サービス

a : 郵便局

b : 十六銀行本支店・その他の銀行・信用金庫・農協

☆ ご利用者が指定する口座からの自動引き落としがご利用できます。

(4) 利用の中止、変更、追加

④ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までを原則としますが、急な場合は利用当日の8時までには事業所に申し出てください。

⑤ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提供するなど必要な調整をいたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(2) 介護保険証の確認

利用者は、要支援・要介護状態区分に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容をお知らせください。また、本事業所従事者より「介護保険証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) 事業者の秘密保持と情報の提供

事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密については、第三者に開示することはありません。但し、次の各号については、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

(4) 緊急時について

利用者に急変があった場合は、事前に確認している方法で対処します。
やむを得ない場合は緊急通報を優先する場合があります。

(5) 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

＜特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手＞

TEL 0572-24-3798

FAX 0572-23-8854

苦情処理委員会

責任者 茅野 正好

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 TEL 058-278-5136 受付時間 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く） 午前9時から午後5時
多治見市福祉課	所在地 多治見市音羽町1丁目233番地 TEL 0572-22-1111 受付時間 毎週月曜日から金曜日（ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く） 午前9時から午後5時

・9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置し、従業員に周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

・10. 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものとし、発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を防止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体拘束等を防止、適切に実施するための担当者を設置し、従業員に周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

・11. 食中毒・感染症に関する事項

事業所は、食中毒・感染症対策について、利用者の安心・安全な生活を守るものとし、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果

について従業者への周知徹底を図る

(4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用者の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

地域密着型通所介護サービス重要事項説明同意書

年 月 日

地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

みんなの手デイサービスセンター

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

[利用者]

住 所
氏 名 印

[代理人又は後見人]

住 所
氏 名 印

みんなの手

7.6.1

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）②

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手
所在地	岐阜県多治見市根本町 3-90
電話・FAX 番号	代表電話0572-24-3798 FAX0572-23-8854
代表者氏名	茅野 正好

2. 事業所の概要

事業所の名称	みんなの手デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	岐阜県多治見市根本町 3-90	
電話番号	代表電話0572-24-3798 FAX0572-23-8854	
指定年月日・事業所番号	平成17年12月1日指定	2171100379
利用定員	15名	
通常の事業の実施地域	多治見市及び送迎可能な周辺	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう支援することを目的とする。
運営方針	本事業は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りな

	がら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
--	--

4. 営業日時

営業日	月・火・水・木・金（土・日・12月29日～1月3日は原則休み）
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～15：35

5. 職員の体制

- (1) 管理者 1名（常勤で兼務）
- (2) 生活相談員 1名（常勤で兼務）
- (3) 看護職員 1名以上（常勤兼務とする）
- (4) 介護職員 1名以上（常勤専従とする）
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務とする）

6. 提供するサービスの内容と利用料金

(1) サービス内容

介護予防ケアプランのもと、本人、家族の意思を踏まえて個別サービス計画を立てます。そして、以下のサービスを提供します。また、本人、家族から提供記録の開示を求められた場合は応じます。

①食事

当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

入浴又は清拭又は手浴、足浴等を行います。家庭と同じくらいの浴槽で、原則ひとり入浴です。

③排泄

ご利用者の排泄介助を行います。

④機能訓練及び口腔ケア

ご利用者の希望により、心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を看護職員等が実施します。

⑤送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と当事業所間の送迎サービスを行います。

(2) 利用者負担額

- ①サービスを利用した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領であるときは、各ご利用者の負担割合に応じた負担額とします。

②給付対象とならない以下のサービスには、利用料の全額がご利用者の負担となります。

a：食事・おやつ代

b：機能訓練に資する材料費代でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

c：おむつ・尿とりパット代など日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

d：通常の実施地域以外の地域に居住するご利用者に対して送迎を行う場合は、実費を負担していただきます。

(3) 利用料金の支払い方法

上記①、②a～dの利用料は（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

①現金支払い

②口座振替サービス

郵便局、その他の各銀行、信用金庫、農協

*ご利用者が指定する口座からの自動引き落としがご利用できます。

7. 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までを原則としますが、急な場合は利用当日の8時までに事業所に申し出てください。

②サービス利用の変更、追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提供するなど必要な調整を行います。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○当事業所の職員や他のご利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営業活動を行うことはできません。

○事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(2) 介護保険証の確認

ご利用者は、認定状況に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容をお知らせください。また、本事業所従事者より「介護保険証」等の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) 守秘義務と情報の提供

事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等に秘密及び個人情報については、第三者に開示することはありません。但し、次の各号については、利用者及び家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ①サービス計画のために必要な市町村、関連施設等への情報提供。
- ②サービスの質の向上のための研修等での事例検討など。なおこの場合は利用者が特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

(4) 緊急時について

サービス提供中にご利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、事前に確認している方法で必要な措置を行います。やむを得ない場合は緊急通報を優先する場合があります。

(5) 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情の受付について

サービスの提供に関する苦情や相談の受付

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

(1) 当事業所における受付機関

事業所相談窓口	特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手 TEL : 0572-24-3798 FAX : 0572-23-8854 責任者 : 茅野 正好
---------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜県運営適正化委員会	所在地 : 岐阜県下奈良2-2-1 TEL : 058-278-5136 受付時間 : 毎週月曜日から金曜日(但し、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く)午前9時から午後5時
多治見市福祉課	所在地 : 多治見市音羽町1丁目233番地(駅北庁舎) TEL : 0572-22-1111(代) 受付時間 : 毎週月曜日から金曜日(但し、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く)午前9時から午後5時

10. 虐待禁止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を禁止するため次の項目を講ずるものとする。

- (1) 虐待禁止のための指針の整備
- (2) 虐待を禁止するための定期的な研修の実施
- (3) 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 身体拘束等の適正化に関する事項

事業所は、身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものとし、発生又はその再発を禁止するため次の項目を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体拘束等を禁止するための定期的な研修の実施
- (3) 身体拘束等を禁止、適切に実施する為の担当者を設置し、従業者に周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による身体拘束等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12. 食中毒・感染症に関する事項

事業所は、食中毒・感染症対策について、利用者の安心・安全な生活を守るものとし、発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 食中毒・感染症の適正化のための指針の整備
- (2) 食中毒・感染症を予防するための定期的な研修の実施
- (3) 食中毒・感染症を予防する為の責任者・委員会の設置及び委員会での検討結果について従業者への周知徹底を図る
- (4) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又利用者の家族等利用者を現に養護する者の感染等が発覚した場合は、速やかに対応し、必要がある場合には、これを市町村に通報するものとする。

重要事項の説明の受諾及び同意書

介護予防・日常生活支援事業のサービス提供の開始に際し、本書面に

基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 岐阜県多治見市根本町 3-90
事業者名 特定非営利活動法人
在宅支援グループみんなの手
管理者名 渡邊 麻奈美
説明者 ④

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供内容及び個人情報の開示に同意しました。また、この書面が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

年 月 日

利用者 住所
氏名 ④

署名代行者（又は法定代理人）
住所
氏名 ④

みんなの手

7.6.1

総 会 資 料 内 容

- 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告
- 第 2 号議案 令和 6 年度収支決算及び監査報告
- 第 3 号議案 令和 7 年度事業計画提案
- 第 4 号議案 令和 7 年度収支予算提案

特定非営利活動法人 在宅支援グループ みんなの手

R6年度 事業報告 R6年4月～R7年3月

定款第3条の目的を達成するために計画し、行った事業について報告します。

【目的】この法人は、高齢になっても障がいをもっても住み慣れた地域・住居で暮らしたいと願う、不特定多数の人々に対して、また、病弱あるいは子育て等で支援が必要な人々に対して、在宅支援に関する事業を行い、人が人間らしく安心して自立生活するということを目的とする。

I. 組織・運営

1. 会員 (R7年3月現在) 93名

① 正会員 39名 ② 活動会員 2名 ③ 利用会員 15名 ④ 賛助会員 37名

①②③④とも年会費 2,000円納入

(1) ①のスタッフは20代～70代で構成されている。常勤職員(社会保険加入者)は7名、非常勤職員は31名(うち、社会保険加入は1名、雇用保険加入は9名)である。大半は非常勤スタッフであり、働く時間はそれぞれだが対等で協力しあう関係をめざしている。

スタッフは一人ひとりが、それぞれの知識や経験を活かし、精一杯のサービスを提供している。どの活動もスタッフそれぞれが利用者に寄り添い、サービスの質を上げる努力をしていることがグループの推進力となっている。

原則は平日の活動が多いが、ヘルパーは、土日の依頼もあるが、現状はあまり応えられていない。早朝、夜間は、できるだけ対応している。これらの活動に伴い、事務や運営の仕事も増えている。

(2) 利用会員はグループの自主サービスを利用される方が多い。公のサービスのみ利用で「グループを応援したい」という方もいてくださる。

(3) 賛助会員の中にはH11年グループ開設当時からの方もあり、皆さんの支え、励ましがあってこそ27年目を迎えることができた。

2. 役員 (R7年3月現在 任期はR6年6月1日～R8年5月31日まで) 名簿は後記

理事 8名 監事 1名 役員会(理事会)はR2年9月より最終木曜日の午前中に開催している。必要に応じて各担当者・責任者との打ち合わせや臨時役員会を持ち、運営の見通しを立ててきた。 監事にはしっかり時間を取って、会計監査を実施してもらった。

3. 通常総会

○今年度は参加して頂ける方には事前受付にて参加して頂き、正会員での表決とした。

4. グループの運営、「全体研修&ミーティング」など

(1) グループ全体の運営については、年間計画を作成し、事業、研修、その他計画的に進めるよう心がけた。日常的には「全体ミーティング」で、必要なことは「理事会」で話し合い、スタッフの合意を図ってきた。スタッフ一人ひとりの意見を大切にす民主的な運営をしていく工夫がさらに必要になっている。

(2) R2 年度 9 月からスタッフ定例ミーティングを月 1 回の予定とした。

(3) 「みんな総 de 研修」は研修と親睦会を兼ねて「みわ屋」さんにて開催した。

(4) 事業に関してのミーティング・勉強会など

①ヘルパー事業についてはサービス提供責任者等での会合を持ち、介護保険、障がい児・者、自主サービスなどヘルパー事業全体について配慮ができるようにした。また、この場で全体のスタッフ研修の計画や準備も進めた。

②共生型のデイサービスとして、介護保険、障がい児・者、市日中一時事業などデイの場での活動全体を対象とし、常にスタッフで話し合い、日々の活動に備えた。

(5) 活動すべてに「報告」「連絡」「相談」をこまめに行うようお互いに心がけ、顔を合わせれば話し合う形をとっている。

5. 会計

○毎月の役員会で月次報告をもとにグループの財政状況を確認してきた。事業の進展を見て、後期の予算を修正して運営した。前年度と比較し事業収入は新事業のみんなの居場所（放課後等デイサービス、児童発達支援）事業の開始があり、物価高騰支援金の補助、寄付金収入があったが、81 万円の赤字となった。

○R5 年度の税務申告を R6 年 5 月に行った。

6. その他

○事務所を開設していないときや留守になるときは、転送により 24 時間連絡が取れる体制になっている。

○市の NPO 法人担当課へ R5 年度の事業・会計報告を行った。(R6 年 6 月)

◎感染拡大予防・対策の為の物品は随時配布している。事業所で購入している物もあるが、県や市からの配布もあり活用している。

スタッフには常時、感染予防の対策を行うよう周知し、利用者の体調に留意し、スタッフ自身も体調管理を行い、5 類移行後もマスクは着用し “うつらない、う

つさない”努力をしている。スタッフやその家族においても、体調に異変を感じたら直ぐに連絡をして休むこととし、確認が出来た後、仕事を再開するようにしている。

Ⅱ. 事 業

定款に定めた事業の中で R6 年度に行ったものについて報告する。

1. ホームヘルプサービス事業（介護保険に関わらない事業）

(1) 自主サービス（みんなの手サービス） 510 千円（前年度比 112 千円増）

○公のサービスは利用できず、なお支援が必要なケースの依頼に応えた。スタッフの手配ができない場合は、他の事業所を紹介した。

○介護保険、障がい児・者サービスなど、公のサービスの隙間（限度額オーバー、受給時間

オーバー、公の適用外：例…通院付き添いなど）を補うことができた。

2. 看護師等の派遣事業

○実績なし

3. 口腔衛生指導に関する事業

(1) 歯科衛生士の資格を併せ持つスタッフの指導で、他のスタッフもホームヘルプサービスで訪問の際に、利用者の口腔内の清掃、義歯の手入れ等をし、口腔衛生が健康に直結するという認識を高める努力をした。デイサービスでも歯磨き、義歯洗浄等口腔ケアに配慮した。

(2) H20 年度から始まった多治見市歯科検診をデイサービスの場で受けることができた。

4. 保健指導に関する事業

(1) 看護師、介護福祉士、(旧)ヘルパー 2 級、介護職員初任者研修、等の資格を持つスタッフが訪問時や、デイサービスの場で、利用者の健康と良質な生活維持の為に配慮・助言をした。

(2) 利用者の感染予防と活動スタッフの健康保持の為に健康診断と予防接種を受けた。

(3) 感染症について R6 年度も前年同様、デイサービスの場で利用者が結核健診を受けた。インフルエンザ等についても研修で学び、利用者にも呼びかけた。

5. 介護者のリフレッシュサービス事業

○実績なし

6. 地域住民の交流を図るための事業

(1) 地域交流事業

4月に「とうしん学びの丘“エール”」で映画上映、トークライブ、コンサートを開催し、交流の場を持つことができた。

7. 介護保険に関する事業

(1) 訪問介護事業（ホームヘルパー） 8536千円（前年度比2097千円減）

①訪問回数の多い利用者の逝去や入院、入所に伴い、活動が減少したケースもある。

R6年度 新規契約ご利用者：14名 サービス中止のご利用者：28名（うち9名ご逝去）

②今年度もこまめに連絡、情報交換に留意しながらサービスの質の向上を図った。

③ケアマネジャーのプランをもとに介護計画を立ててサービスの提供をした。その中で気づくことは随時、ケアマネジャーに情報の提供をし、サービス内容を検討した。

④チーム制にて常に報告、連絡、相談し、よりよいサービスを提供できるように心がけた。

⑤研修も毎月行い、出席できない場合はレポート提出等も行った。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（ヘルパー） 4,969千円（前年度比758千円増）

訪問介護事業に準じ、自立に向けての配慮をしながらサービスの提供をした。

苦情・事故報告・ヒヤリハット 4件

*ヒヤリ・ハット

○R6.8 8月より訪問曜日が変更になったが、当日勘違いをしご利用者からの連絡で気づき、遅れて訪問した。

→ 事故には繋がらない事例だが、ご利用者に心配をかけることになった。特に変更のあった場合は確認を徹底する。

○R6.8 デイサービスに持って行く薬の準備を行った際、家に置いておく分の薬を元の場所に戻し忘れ、デイサービスのカバンに入れてしまった。家族が確認して発覚、連絡がある。

→ 自宅で服薬する薬が紛失すると服薬できなくなる恐れがあるので、扱った物は必ず元に戻すことを徹底する。

○R6.12 訪問した際、施錠してあったので開錠する時用に置いてある鍵を使って入室。支援終了後鍵を元の場所に戻さず、次の支援者と入れ違いになったが、鍵のことを伝え忘れ部屋に置いたままにして退出した。

→ 訪問からしばらく経って気が付き責任者に連絡。確認したところ次の支援者が鍵に気が付き施錠して帰ったようだが、鍵に気が付かない場合、施錠するのに困ることになるので、物品は元の場所に必ず戻すように気を付ける。

*** 苦情**

○R7.2 キャンセルが続き、自分で頑張ってみると、訪問が中止になったが、後日ケアマネジャーからヘルパーに対する不満があった事を伝えられたが、実際とは違う事もあり、ケアマネジャーと相談の上、ご利用者とはやり取りをしないという事になりサービスは終了。

(3) 地域密着型通所介護事業 (デイサービス) 10,062 千円 (前年度比 1,041 千円減)

◎H28 年度からの地域密着型サービスへの移行に伴い年 2 回行ってきた『運営推進会議』は、6 月、1 月と開催することができ、貴重な意見を頂くことができた。

①常勤以外の非常勤スタッフが曜日ごとに代わることもあり、曜日ごとの特色を生かしながらサービスを提供した。また看護師がいるので、利用者や他のスタッフの安心感にも繋がっている。研修を兼ねたデイミーティングを原則月 2 回行い、日々変化する利用者状況を細かく報告、相談する事を心がけた。感染予防を実施しながら、通常営業を実施した。

②個別機能訓練については、個々の身体状況に合わせたプランに基づき行った。室内で手軽にできるマッサージ器具や運動器具を購入し、皆さんが満遍なく利用できている。

③厨房スタッフはそれぞれの担当の曜日に工夫をこらして補助のスタッフとともに頑張っている。季節の行事に合わせた献立を昼食やおやつに取り入れ、喜んでいただいている。

④音楽療法、ボランティアさんの訪問や、訪問美容、おでかけや、季節のイベント行事を行い、ご利用者さんに喜んで頂きました。

⑤H23 年 3 月から、利用者の誕生日前後に、半日程で、その方が行ってみたかった所に出掛ける **OnlyOne** を実施し、ご利用者さんにそれぞれの **OnlyOne** を楽しんで頂いた。

⑥浴室のリフト利用により、歩行困難や不安に思う利用者にも安全に入浴して頂いている。

⑦他のケアマネさんとの顔づくりや、ご利用者さんの充足に向け活発に交流を図っている。

⑧半日の受け入れも可能とし、お試し希望される方もご利用に繋がっています。今後もみんなの手の良い所を沢山の方に知って頂き、ご利用ニーズに合った支援をさせて頂けたらと思っています。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業（デイサービス

) 1,931千円（前年度比 810千円増）

(4) の事業に準じ、自立を支援する視点で過ごしていただいた。

苦情・事故報告・ヒヤリハット 全3件

< ヒヤリハット > 「3件」

R6.12.13 ご帰宅後、上着が1枚ありませんが、ないですかと連絡が入る。

*対応 すぐに確認し、ご自宅まで持って行き謝罪する。また、確認をするようにしていく。

R7.2.21 前回利用した時にトレーナーが1枚入っていなかったと連絡帳にて

連絡がある。

*対策 謝罪しお返しする。本人の物は本人のかばんの中へ必ず入れる。

R7.3.7 施設の方に頭にコブが出来ているが、本人に聞いてもわからないが、何かありましたか？とお問い合わせがあった。

*対策 確認すると、送迎時車内で軽く打ったとの事で、その時は大丈夫であった。些細なことでも情報共有を必ず行う。

(5) 短期入所生活介護（ショートステイ） 実績なし

○多治見市の基準該当で定員1名の事業所として認めていただいている。

○この短期入所生活介護で、障がい児・者のショートステイの指定を県で受け、多治見市の日中一時支援事業を実施している。

短期入所生活介護（ショートステイ）はご利用がない為、苦渋の決断ではあるが、R7年5月末で短期入所生活介護（ショートステイ）を閉鎖させて頂く事となる。多くの方々のご協力の元、短期入所生活介護（ショートステイ）を行わせて頂き感謝申し上げます。

☆(3)(4)(5)に関しては水田クリニックさん、すみれ在宅クリニックさんに協力医療機関としてお願いしている。今年度もインフルエンザの予防接種を希望する利用者、スタッフに対応、またコロナに係る相談にも対応して頂いた。

(6) 事業の評価について

サービスの評価については、利用者や家族の声を随時聞き、ミーティング・研修などの機会を通じ、サービスの質を向上させるよう努力した。情報の開示は、訪問調査は行われず、メール送信による報告を行った。

(7)その他

○スタッフの事故・故障

*スタッフと利用者の身体及び物損にも適用される保険（福祉サービス総合補償）に加入している。

8. 研修、啓発、広報事業

(1) 地域研修事業

グループ内では研修を重ねてきたが、地域に広めての研修には至らなかった。

(2) スタッフの研修

①始業研修（ヘルパー）

新スタッフに対しては活動前に研修を行う。R6年度は1名の新スタッフが入。

*スタッフは手指消毒用アルコールや洗剤、手袋、体温計、フェイスシールド、予防着など感染予防防止用品を常時携帯するよう周知した。

②初回及びその他の同行及び随時の同行について（ヘルパー）

初回だけでなく、担当スタッフが代わる場合も利用者を訪問する時は、1回以上、両者が安心できるまで経験のあるスタッフが同行している。

③ケース検討・研修（経年研修を兼ねて）（ヘルパー・デイ）

○研修に際しては「個人の尊厳」「個人情報の守秘」に最大限配慮し、常に「法令の遵守」に基づいた活動をすることを確認した。

*月1回木曜日の午前中に開催しているミーティング・研修は、〔第2木曜〕「情報の共有」＋「基礎・必須研修・実技研修」を予定し、実施した。

*連絡事項はレジメを配布し情報の共有を図った。

*個々のケースに関してはケースミーティングをしなければいけないが顔を合わせた時や、電話やメールで情報交換を行った。

【研修例】

・4/11 倫理・法令遵守（20名）・5/9 熱中症・脱水予防（19名）・6/13 食中毒・感染症予防（17名）・7/17 虐待防止（17名）・8/8 AED（20名）・9/12 口腔ケア（16名）・10/10 緊急時の対応（20名）・11/14 個人情報保護・プライバシー保護（18名）・12/12 接遇（17名）・R7.1/9 事故防止（19名）・2/13 認知症（18名）・3/13 自己評価（17名）

○グループの運営に関する話し合いもこの場で行い、民主的な合意を図る努力をした。

*ヘルパー担当者会議において、ヘルパーのことはもちろん、全体の研修の計画をした。

*デイサービスは、業務終了後にもミーティングを持って細やかな対応を心がけている。

◎月 1 回木曜日に行っていた全体ミーティング・研修を通年開催する事ができた。参加できないスタッフには、レジメの配布で情報共有を図り、研修は資料を配布し、それぞれ学習してもらうようにした。

④みんな総 de 研修

R6 年度は総 de 研修を開催することができた。

⑤救急救命講習は 8 月に消防の方に来ていただき講習して頂くことができた。

⑥その他

- ・以前は他の主催の研修にも積極的に参加したりすることができた。
- ・定期刊行誌、書籍など、スタッフの希望により、今年度も購入した。
- ・市図書館の法人カードの登録をしているので、必要な時には活用している。

(3) 広報事業

①みんなの手通信

通信 No.47 発行。会員、行政、事業所、市記者クラブ等へ配布。
A4 サイズで約 500 部。

②リーフレット、総会資料の冊子

・事業報告・方針を掲載した総会資料を必要に応じて配布してきた。

③ホームページ

*ホームページアドレス <https://minnnanote.studio.site> *リニューアルしました。

9. 身体障害者福祉法,知的障害者福祉法,児童福祉法及び精神保健福祉法に関する事業

上記の事業においては、大概「障害者総合支援法」に基づいて対応ができる為、特定の法律に基づいてのみの実績はない。

10. 障害福祉サービス事業

(1) 障害者総合支援法の居宅介護事業（ヘルパー）

①②の合計 13,579 千円（前年度比 129 千円増）

①法定サービス 12,911 千円（前年度比 169 千円増）

②市移動支援 668 千円（前年度比 40 千円減）

苦情・事故報告・ヒヤリハット 5 件（訪問忘れ・その他）

*ヒヤリ・ハット

○R7.1 訪問に遅れ家族対応してもらった。

→ 家族対応をお願いできたので良かったが、必ずしも家族対応できるわけではないので時間には遅れない様、再度認識を改めて緊張感を持って仕事に従事する。

○R7.1 渡した書類の中に他のご利用者の書類が入っていた。

→ ご利用者からの連絡で発覚。研修している個人情報への漏洩にもあたるので、書類の封入時に注意し、渡すときにも再度確認をしながら渡すように心がける。

* 苦情

○R6.10 視覚障害のご利用者への支援で、郵便物の代読があるが、封書を横に開封してしまい、点字をする関係で縦向きに開封して欲しかったと言われた。

→ 一つ一つ確認して行うべきで、自分の感覚で行わないように気をつける。

○R6.12 支援中、医療関係者の訪問がありご利用者としばらく話をしていた。事前に指示を受けていた内容が終了していた為、時間が空いてしまい指示を受けていないトイレ掃除を行ったところ、指示をしていない事は勝手にやらないくださいと言われた。

→ 会話に割り込むことが失礼だと思い行ったことだが、ご利用者には予定していた事があったということで、思い込んで行動するのではなく、確認することを伝えた。

○R7.3 ヘルパーでの対応時は大丈夫だったが、その後しばらくして足の様子がおかしく、受診の結果捻挫という診断。家族はヘルパー対応時に痛めたものなのではないかと思っている。

→ 担当ヘルパーに当時の様子を確認し、家族が思っている痛めたであろう場所の確認もしたが、足を痛める要素がなく家族と話し合った結果、サービスは中止ということになった。家族とは円満に話し合いが終了した。

(2) 共生型デイサービス ①②の合計 2,584 千円 (前年度比 71 千円減)

①総合支援法 多治見市基準該当生活介護事業 2,476 千円 (前年度比 40 千円減)

○身体障がい者、知的障がい者の方々の利用があった。

②多治見市日中一時支援事業 108 千円 (前年度比 31 千円減)

○就労している障がい者の方の不定期利用もあった。

苦情・事故・ヒヤリハット

ヒヤリハット 4 件

R6.5.8 入浴時脱衣場にて服を脱いでいる際、スタッフが介助し立ち上がった際にバランスを崩しスタッフが下敷きになりそうになった。

*対策 床が滑らないように必ず確認をする。立ち上がらず、ベット上での処置に変更しました。

R6.9.18 入浴時、小指をぶつけ出血する。

*対策 椅子を近くまでつけて移動距離を短くして入浴する。

R6.10.9 帰りにカバンを忘れた事に気付く。

*対策 必ず持って車に乗って頂く。

R7.2.12 入浴の上着着用介助中、袖口を持って整える時、袖を持つ手が離れてしまい反動で介助者の手をご本人の左頬に当たってしまった。

*対策 謝罪し確認経過観察を行う。今後は顔の向き姿勢、力に注意し行う。

(3) 天使の居場所	①②③の合計	20,603 千円 (前年度比 4,012 千円増)
	①生活介護	13,197 千円 (前年度比 2,883 千円増)
	②児発・放デイ	6,674 千円 (前年度比 1,195 千円増)
	③日中一時	732 千円 (前年度比 65 千円減)

(主に重度心身障がい児者の生活介護・放課後等ディサービス・児童発達支援

5名の多機能型事業)

(現在 月. 火. 水. 木. 土曜日営業)

- ・4歳から、50歳代の方のご利用があり、和やかに関わりながら、過ごす事ができた。
- ・非常に狭いスペースではあるが、それゆえにご利用者の異変に即座に気が付き、早期に対応できている為、大きな事故に繋がる事なく過ごす事が出来た。
- ・側弯の術後、体調や精神的にも不安定となられたご利用者とご家族が、将来的な事を考えられ、一事業所だけのご利用がご本人にとってもご家族にとっても良い環境と
ならないと判断され6月より生活介護の利用が開始となる。
- ・病状の変化がある場合や医療知識で不明なことは随時、嘱託医すみれ在宅クリニック
馬場医師に相談、ご教授いただいた。
- ・毎日学校に通う事が困難であったり、訪問教育の児童の為の日中の居場所として、
放課後等ディサービス事業を行ってきたが、現在は対象となる児童はなく以前より
要望のあった放課後の利用日を週3日(火・水・木)と増やした。
- ・日中一時支援事業「多治見市、可児市、瑞浪市」の指定を受け、時間外での
受け入れに対応。
- ・利用者様の状況に応じ、介護職 保育士 看護師 言語聴覚士及び理学療法士が
ケアを行う。
- ・放課後等ディサービスでは、様々な事情から登校できない学童も支援している。
- ・児童は保育士を中心に遊びや日常生活の様々な体験を通じて、育ちを促す療育を
行った。
- ・家庭では日頃、障がい児中心になりがちであるため、時には兄弟児が保護者との
時間を大切にしてほしいとの思いもあり、土曜日を開所している。
- ・生活介護(成人)では、安心安全かつ楽しみのある時間を過ごせるよう個々の体調に
合わせて音楽、機能訓練、季節を感じることでできる創作活動、散歩・お出かけ等を
行った。
- ・浴槽付きストレッチャーを導入している為、寝たままでゆったり安全に入浴でき、
自宅での入浴が困難な利用者のご家族にも喜んで頂いている。
- ・誕生日にはみんなで心を込め『Happy Birthday』を熱唱してお祝い。
手作りカードをプレゼントしている。
- ・絵本の読み聞かせ、音楽、手遊び楽器演奏等のボランティア訪問があり楽しむことが

できた。

・日頃から感染予防に配慮し、人の温かさを感じる事のできる雰囲気づくりを心掛けている。

・サービス評価については、ご本人と家族の声を随時聴くよう努め、ミーティングや研修などで情報共有し、サービスの質を向上させるよう努めた。

・グループホーム入居中の方が転倒により腰痛があり痛みのある間限定で、利用開始となったが、症状が回復された現在も不定期でのご利用継続中である。

・放課後等デイサービスご利用の2名が、3月で高等部を卒業され、4月より生活介護へ移行。

・生活介護をご利用中で入浴を自宅でされていた方が褥瘡ができた事をきっかけに天使の居場所での入浴が開始となる。

・2名の方が20歳になられ20歳のお祝いとご両親への感謝状を準備しご両親にお渡しする事ができた。ご家族からは大変喜んでいただいた。

・公益財団法人森村豊明会様より介護用リフト増設の助成金を授与していただいた。

・24時間テレビチャリティー委員会様よりリフト付き福祉車両を寄贈していただいた。

【事故報告6件・ヒヤリハット4件・苦情報告1件・その他1件】 12件

事故報告6件

○経管栄養注入時に白湯の量を間違えて注入した。

○デザート作りのためフルーツ缶詰のプルトップを一緒に引いて開けて頂こうとしたが、その後蓋のまわりで指を切ってしまわれた。

○経管栄養の注入内容（栄養と一緒に入れる水分の種類）を間違えてしまった。

○自宅からの送迎時に酸素ボンベの元栓が閉まっていることに気付かず、来所後に気付いた。

○連絡ノートの中身が他の利用者に入れ替わってしまいそのままお返ししてしまった。

○座位保持イスから、前に倒れフロアマットの上に落下された。

ヒヤリハット4件

○ご利用者様が横になられているそばで、他の利用者様をリフトで移乗する為にずらして移動する際に当たりそうになった。

○風鈴作りを行った際、ご本人に色を選んでいただくため、顔に近づけた際に職員が手を滑らせてしまい、お口の中に入ってしまった。すぐ取り出した為大事には至らず。

○リフトを使い床から車椅子に移乗する際に、吊り下げのベルトが折れた状態で格納部分に入ってしまう、スイッチを押しても動かなくなり、再度押したところ急にベルトが正常に戻り、ガクンとご利用者様が少し下がってしまった。

○ご本人の外用薬（軟膏など）を帰宅時、荷物に入れるのを忘れてしまった。

苦情報告1件 ○人工呼吸器に付属する通信ハブをお帰り時にお渡しするのを忘れてしまった。

その他 1 件 ○積雪のため職員の出勤が遅れ、お迎え時間が遅くなってしまった。

(5) 多機能型通所事業「みんなの居場所」1,361 千円

・今年度から「みんなの居場所」を開所させて頂きました。“親子療育”を基本に取り組みお子さん、親御さんの居場所になっているように思います。まだまだ、皆さんと一緒に成長していかなければと思うところです。今後も安心・安全かつ楽しみのある時間を過ごせるように工夫していきたいと思ひます。

苦情・事故報告・ヒヤリハット 全 0 件

(4) 障害者総合支援法短期入所事業 実績なし

7(5)と重複しますが、短期入所生活介護(ショートステイ)はご利用がない為、苦渋の決断ではあるが、R7年5月末で短期入所生活介護(ショートステイ)を閉鎖させて頂く事となる。多くの方々のご協力の元、短期入所生活介護(ショートステイ)を行わせて頂き感謝申し上げます。

11. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 他団体等との連携を図る。

- ①行政、他事業所、団体等と連携をとり、サービスの向上に努めた。
- ②多治見市社会福祉協議会へはボランティア登録を継続したが、新型コロナウイルス感染予防のため様々な行事が中止となっていたが、再開されてきている。
・「ふれあい福祉まつり」は規模を縮小して開催しているが、出店等の参加はしていない。
- ③東濃や県内の福祉 NPO や団体、事業所との連携、情報交換などに努めたが従来のように行えなかった。また、ぎふ市民協等へ加入した。
- ④事務所のある金岡町内会、天使の居場所がある前畑町内会へ加入。

(2) 防災の備え

消火避難訓練 R6年6月12日(水)、1月24日(金)消防署の立ち合いは無し。
自主的に通報の練習、訓練用の消火器をデイサービスのご利用者にも操作してもらった。

(3) その他

利用者の誕生日を祝うメッセージ付きティッシュボックスを用意した。また、利用者ご逝去に際して、お悔やみの気持ちを届けるようにしている。

財 産 目 録

NPO法人在宅支援グループみんなの手

(単位：円)

全事業所

2025年3月31日現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	242,609
普通 預金	17,594,739
郵便貯金B	(14,932)
郵便貯金	(3,028,882)
十六銀行	(13,940,060)
東濃信金	(409,858)
JAとうと	(201,007)

通知預金 9,500,000

東農信金 (9,500,000)

現金・預金 計 27,337,348

(売上債権)

未 収 金	11,310,326
国保連 (介護保険)	(3,636,421)
国保連 (障がい)	(6,418,988)
多治見市	(33,938)
可児市 (7,320)	
岐阜県 (532,500)	
利用者負担	(681,159)
売上債権 計	11,310,326

(その他流動資産)

前払 費用	1,591,917
その他流動資産 計	1,591,917
流動資産合計	40,239,591

【固定資産】

(有形固定資産)

建物附属設備	7,910,419
構 築 物	1,958,900
車両運搬具	438,821
什器 備品	241,429

有形固定資産	計	10,549,569	
(無形固定資産)			
電話加入権		118,230	
無形固定資産	計	118,230	
(投資その他の資産)			
差入保証金		375,000	
預け金		38,880	
出資金		10,000	
投資その他の資産	計	423,880	
固定資産合計		11,091,679	
資産の部	合計		51,331,270
《負債の部》			
【流動負債】			
未払金		3,703,220	
預り金		266,847	
社会保険預り金		(266,847)	
流動負債	計	3,970,067	
【固定負債】			
長期借入金		10,500,000	
固定負債	計	10,500,000	
負債の部	合計		14,470,067
正味財産			36,861,203

貸借対照表

NPO法人在宅支援グループみんなの手 (単位：円)

全事業所 2025年3月31日現在

資産の部 負債・正味財産の部

科目金額科目金額

【流動資産】

(現金・預金)

現金 242,609

普通預金 17,594,739

通知預金 9,500,000

現金・預金計 27,337,348

(売上債権)

未収金 11,310,326

売上債権計 11,310,326

(その他流動資産)

前払費用 1,591,917

その他流動資産計 1,591,917

流動資産合計 40,239,591

【流動負債】

未払金 3,703,220

預り金 266,847

流動負債計 3,970,067

【固定負債】

長期借入金 10,500,000

固定負債計 10,500,000

負債合計 14,470,067

正味財産の部

【正味財産】

前期繰越正味財産額 37,746,867

当期正味財産増減額 △ 885,664

正味財産計 36,861,203

【固定資産】

正味財産合計 36,861,203

(有形固定資産)

建物附属設備 7,910,419

構築物 1,958,900

車両運搬具 438,821

什器備品 241,429

有形固定資産計 10,549,569

(無形固定資産)

電話加入権 118,230

無形固定資産計 118,230

(投資その他の資産)

差入保証金 375,000

預け金 38,880

出資金 10,000

投資その他の資産計 423,880

固定資産合計 11,091,679

資産合計 51,331,270

負債及び正味財産合計

51,331,270

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

NPO法人在宅支援グループみんなの手 (単位：円)

全事業所 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	78,000
賛助会員受取会費	82,000
利用者会員受取会費	30,000
活動会員受取会費	4,000

【受取寄付金】

受取寄付金	10,000
-------	--------

【事業収益】

保険外訪問事業収益	510,775
障がい総合福祉事業収益	13,579,984
訪問介護事業収益	13,505,686
通所介護事業収益	14,579,182
多機能型事業収益	20,603,076
児発・放デイ収益	1,361,403

【その他収益】

受取 利息	8,462
雑 収 入	2,752,170

経常収益 計 67,104,738

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

保険外訪問活動費	189,461
スタッフ活動費	2,890,370
障がい総合福祉活動費	9,323,611
訪問介護活動費	13,011,825
通所介護活動費	10,454,645
多機能型活動費	10,277,792
児発・放デイ活動費	3,154,245
地域交流活動費	133,183
研修事業活動費	182,086
法定福利費(事業)	4,219,113

福利厚生費(事業) 536,476

人件費計 54,372,807

(その他経費)

車 両 費 1,035,375

通 信 費 439,822

消耗品費 277,892

事務用品費 392,494

新聞図書費 74,085

修 繕 費 121,000

教養娯楽費 39,545

水道光熱費 1,530,807

地代 家賃 3,189,100

保 険 料 634,432

接待交際費 136,013

租税 公課 90,333

給食材料費 597,044

保 守 料 70,455

介護用品費 133,009

諸 会 費 31,000

寄 付 金 9,500

リース料 1,280,236

支払手数料 110,713

雑 費 197,952

顧 問 料 831,820

減価償却費 1,544,269

その他経費計 12,766,896

事業費 計 67,139,703

【管理費】

(人件費)

給与手当 202,510

法定福利費 222,058

福利厚生費 27,367

人件費計 451,935

(その他経費)

通 信 費 19,303

消耗品費 4,108

事務用品費	20,437	
新聞図書費	1,435	
水道光熱費	23,638	
車 両 費	1,136	
地代 家賃	88,900	
接待交際費	4,750	
保 守 料	3,245	
保 險 料	7,212	
諸 会 費	13,000	
租税 公課	1,217	
寄 付 金	500	
リース料	64,087	
支払手数料	4,825	
雑 費	7,515	
顧 問 料	43,780	
減価償却費	16,399	
その他経費計	325,487	
管理費 計		777,422
経常費用 計		67,917,125
当期経常増減額		△ 812,387
【経常外収益】		
経常外収益 計	0	
【経常外費用】		
経常外費用 計	0	
税引前当期正味財産増減額		△ 812,387
法人税、住民税及び事業税		73,277
当期正味財産増減額		△ 885,664
前期繰越正味財産額		37,746,867
次期繰越正味財産額		36,861,203

みんなの手のあゆみ

第25回通常総会

- H11年11月15日 グループ設立。H11年1月から動き始め、メンバーが10人ほどになった6月に2ヶ所の家で食事会をし、集まるきっかけとなった。初めて、ヘルパーの利用があった日を設立日とした。高齢者、障がい者などを対象としたホームヘルプサービスを中心に活動を始める。
アパートを格安で貸してくださる方があって事務所を持つことができた。
- 12年2月 みんなの手通信 第1号 発行 (H18年5月で第18号)
- 12年5月 映画『えんとこ』をあいの会、楽しく、たじみ助け合いネットと共催で上映 (養正公民館)
- 12年6月3日 NPO法人設立総会を開催 150名くらい (市福祉センター)
講演会「在宅で暮らすために」講師：浜田先生 (ボランティアで)
- 12年10月 第2駐車場の大家さんと出会う (同じ方に現在も借りています)
介護保険訪問介護の市の基準該当が認められる。
- 12年10月29日 社協のボランティアフェスティバルで「さろん・ど・みんなの手」
福祉センター喫茶コーナーを開店。朗読のアトラクションもあり。
とても好評だった。
- 12年11月2日 特定非営利活動法人 (NPO法人) 登記 多治見市と事業の契約を結び、軽度生活援助事業、生活管理事業、障害児者のヘルパー事業を始める。
- 12年12月末 3DKのアパートへ引っ越す (前のアパートのすぐそば)
- 13年3月 多治見市まちづくり活動支援事業より運営にあてる141000円をいただく。
- 13年4月22日 法人第1回通常総会 みんなの手事務所 (楽しくさんのお弁当)
市長さんを初め、入りきれないほど多くの方が応援にきてくださった。
- 13年7月 介護保険の県の指定事業所としてヘルパー、ケアマネージャーを始める。
- 13年10月28日 社協のボランティアフェスティバルで第2回「さろん・ど・みんなの手」
- 14年3月16日 地域交流事業『『老親』の上映と監督の話』(市文化会館小ホール)
槇坪多鶴子監督と認知症のお母さんを事務所に招いて交流会をした。
- 14年4月 精神障害者訪問介護(ヘルパー)事業が始まり、行政と委託契約をする。
- 14年5月12日 法人第2回通常総会 事務所 今回もすてきな「楽しくさん弁当」
- 14年6月 地域研修会「地域で精神障害者が豊かに暮らすためには」(市文化会館和室)
守山荘病院地域センター施設長とスタッフ及び精神障害者の方々を迎えて
- 14年9月 みんなの手通信第10号発行 希望に応じてA4サイズになりました。
- 14年10月27日 社協第7回ボランティアフェスティバル「自閉症を理解するために」を

- 担当。
- 14年12月8日** 地域交流事業 講演会「今をときめいて」講師：中田光彦さん
 続いて「第3回さろん・ど・みんなの手」福祉センター4階大会議室
- 15年4月** 支援費制度の県の指定（身体、知的、児童）を受けました。
 東濃ホスピス研究会の学習会「心残りな人たち PART2」で発表。
- 15年5月25日** 第3回通常総会＋地域研修事業 講師：江崎路子さん・森川捷雄さん
 「しょうがい児の早期療育 ― 「子どもの城」の実践 ―」福祉センター
- 15年8月** 介護者リフレッシュ事業「フィジオテンドアートレーニング」福祉センター
 講師：中島芳枝さん他 骨を意識したトレーニング 好評でした。
- 16年2月14日** 市主催「たじみNPO フェスタ」ブース出展などで参加。
 リーフレット1000部
- 16年3月28日** 地域交流事業「遊んでリハビリ」講師：下山名月さん 福祉センター
- 16年5月16日** 第4回通常総会＋地域交流事業「5月の風にさそわれて」コンサート 大雨
- 16年7月** 「多治見市内飲食店バリアフリーガイド」A4版 1560部作成（無料配布）
- 16年8月** 「市長さんに声を届ける」を始めた。
- 16年10月** H16年度第2回地域交流事業「みんな主役でコンサート」笠木透と雑花塾
- 17年3月** 3回目の引越し。ちょっと広くて、夢がふくらみました。
- 17年4月** みんなの手の歌『夢飛ばす手』を伊藤一浩さんが作っていただきました。
 障害者の居場所は少ないよ、ほしいよ…
 というメッセージもいただきました。
- 17年5月22日** 第5回通常総会＋「笑う顔には幸来る」日本笑い学会 石野一雄さん
- 17年5月24日** 地域研修事業「グランドデザインってなあに」木全和巳さん（日福助教授）
- 17年12月1日** 『みんなで輪！』の共生型デイサービス開始 お年寄りから赤ちゃんまで
- 18年2月** 地域研修事業「障害者自立支援法が始まる」木全和巳さん（日福助教授）
- 18年3月21日** 地域交流事業 「心にとどくモンゴルの草原の風 ―馬頭琴の調べに乗せて」
 演奏：リポーさん 踊り：ザ・スターズのみなさん 福祉センター
- 18年4月1日** 介護保険改正 介護予防事業が始まる
- 18年5月14日** 第6回通常総会 アトラクション：マジック＋大正琴の演奏
- 18年7月16日** 第1回 みんな総 de 研修 H19年12月には第4回を数えました。
- 18年12月10日** 第2回 みんな総 de 研修「終末期の医療」水田先生

- 19年3月11日 地域交流事業 富山型「あったか地域の大家族」講師：惣万佳代子さん
- 19年3月 ホームページがリニューアル 賛助会員さんと IT ボランティアさん
- 19年4月1日 障害者支援法全面施行
- 19年4月25日 RX組青山さんを招いて実技講習
- 19年5月20日 第7回通常総会 マジック PARTⅡ + 二胡の演奏
- 19年7月1日 スタッフ総 de 研修 第3回 ヨガの体験
- 19年9月4日 古川雅典市長を訪ねて 第7回
- 19年10月27日 みんなの手まつり ーしゃべろう 食べよう 手をつなごうー
- 19年12月2日 みんな総 de 研修 第4回 基本の心がまえ+事例研修
-
- 20年1月 社会保険へ加入
- 20年2月28日 臨時総会 就業規則など話し合っ決めて。
- 20年5月24日 第8回通常総会とアトラクション (ピアノとマリンバの演奏)
- 20年6月6日 市長を訪ねて 第8回
- 20年7月13日 スタッフ総 de 研修 第5回「傾聴」
- 20年12月21日 スタッフ総 de 研修 第6回「べてるの家について」
-
- 21年3月21日 地域交流事業「みんなで手をつなぎあえたら」講師：野沢和弘さん
- 21年5月23日 第9回通常総会 マジック+stella さんコンサート
- 21年12月20日 第8回スタッフ総 de 研修「老いの風景」講師：渡邊哲雄さん
-
- 22年3月21日 「支えてもらって育ててもらって10周年」タクマさん、stella さん
- 22年4月14日 市長を訪ねて 第9回
- 22年5月15日 第10回通常総会 マジック+フェアリーミュージシャンの演奏
- 22年8月29日 第9回スタッフ総 de 研修「認知症について」講師：益田雄一郎
- 22年12月12日 「ただいま それぞれの居場所」映画上映
大宮監督と瀧本信吉さんの話 (土岐市文化プラザ)
- 23年5月19日 第11回通常総会 マジック+ホーントーネさんの演奏
- 23年8月17日 市長を訪ねて 第10回
- 23年8月21日 第10回スタッフ総 de 研修 「リフレッシュ体操」
- 23年12月18日 第11回スタッフ総 de 研修 調理実習「限られた材料と限られた時間で」
-
- 24年5月19日 第12回通常総会 マジック+さくらのふたりさんの歌
- 24年8月26日 第12回スタッフ総 de 研修 「緩和ケアについて」
- 24年11月4日 地域交流事業「自立って？仕事って？」講師：古川克介さん

- 25年5月18日 第13回通常総会
マジック+キッタ・グリーンウインズさんの演奏
- 25年8月19日 市長を訪ねて 第11回
- 25年8月25日 第13回スタッフ総 de 研修 自律整体
- 25年11月24日 地域交流事業『♪うたちゃんとともに♪』
キラキラ家族のうたとお話
- 26年5月17日 第14回通常総会
マジック+ウインドハーモニーさんの演奏
- 26年8月31日 第14回スタッフ総 de 研修 DVD 上映
「幸せの太鼓を響かせて」
- 27年3月10日 市長を訪ねて 第12回
- 27年5月21日 第15回通常総会 マジック+セビージャさんのフラムコガンショ
- 27年8月30日 第15回スタッフ総 de 研修 「食べる」
- 28年5月21日 第16回通常総会 マジック+歌うヘルパーによる音楽療法
- 28年8月28日 第16回スタッフ総 de 研修 「接遇」
- 28年11月27日 地域交流事業 講演会「いのちの理由」
コンサート「やさしさを音にのせて」
- 29年5月20日 第17回通常総会 マジック+座ってできるヨーガ
- 29年8月27日 第17回スタッフ総 de 研修 日帰りリフレッシュツアー
- 30年5月19日 第18回通常総会 マジック+フェアリーミュージシャンのハンドベル
- 30年8月19日 第18回スタッフ総 de 研修 劇団四季鑑賞&ホテルランチ
- 30年11月17日 地域交流事業 講演会「仕方ない 家にしようか」
ハンドベル演奏
- R1年5月18日 第19回通常総会 マジック+コルゲアイレットのコーラス
- R1年8月25日 第19回スタッフ総 de 研修 DVD 鑑賞&食事会
- R2年5月16日 第20回通常総会 書面開催
- R2年6月1日 多機能型通所施設 「天使の居場所」 開所

R 3年5月29日 第21回通常総会 書面開催

R 4年5月21日 第22回通常総会 正会員のみで開催

R 4年11月27日 親睦会 開催

R 5年5月20日 第23回通常総会 正会員のみで開催

R 5年7月31日 居宅介護支援事業（ケアマネジャー）閉鎖

R 5年8月20日 第20回スタッフ総 de 研修 認知症研修&食事会

R 6年4月1日 多機能型通所施設「みんなの居場所」開所

R 6年4月7日 地域交流事業 映画上映、トークライブ、コンサート

R 6年5月26日 第24回通常総会 正会員のみで開催

R 6年11月10日 第21回スタッフ総 de 研修 研修&食事会

みんなの手

7.6.1

福祉介護職員処遇改善計画書

キャリアパス要件

キャリアパス要件Ⅰ

職位・職責又は職務内容に応じた任用の要件は「就業規則(別紙)」に定める

職位・職責又は職務内容に応じた賃金体系は「給与規程」に定める

「就業規則(別紙)」「給与規程」を掲示することで周知する

キャリアパス要件Ⅱ

研修受講のために、勤務シフトを調整したり、費用等の援助を行っている

案内文書を掲示することで周知する

キャリアパス要件Ⅲ

昇給は経験年数、資格等に応じた仕組みとする

給与規程を掲示することで周知する

職場環境要件改善のための取り組み内容

・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催による職業魅力向上の取り組みの実施

・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する、喀痰吸引研修、サービス提供責任者研修の受講支援

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや、短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等に腰痛対策の実施

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

R6.12.10

特定非営利活動法人 在宅支援グループみんなの手

(事故発生時の対応)

1. サービス利用中、利用者に体調、病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずるものとする。
2. 当法人に過失がある場合には賠償など誠実に対応するものとする。

(苦情処理の体制)

1. 利用者からの苦情には当法人の苦情処理委員会にて迅速かつ適切に対応する。
2. 解決が困難な場合には行政機関その他苦情受付機関に連絡する。
3. 利用者からの苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は積極的に必要な改善を行う。

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見に関する相談の窓口で受け付けます。

<在宅支援グループみんなの手> 苦情処理委員会 責任者 茅野正好

TEL 0572-24-3798 FAX 0572-23-8854

(2) 行政機関その他苦情受付期間

所在地 岐阜市下奈良2-2-1

TEL 058-278-5136

岐阜県運営適正化委員会 受付時間 毎週月曜日から金曜日(ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く) 午前9時から午後5時

所在地 多治見市音羽町1丁目233(北庁舎)

TEL 0572-22-1111

多治見市福祉課 受付時間 毎週月曜日から金曜日(ただし、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く) 午前9時から午後5時

R6.12.9

① 健康・生活

- ・定期的な心身の把握（毎回体温測定・気分把握）
- ・生活リズムの安定（定期的かつ定時に通所）
- ・SST などによる身体的、精神的、社会的訓練
- ・衣服の着脱（外遊びや水遊び等の活動の前に重点的に取り組む）
- ・衣服の着脱（服を頭上に掲げる程度の行動を促す）
- ・身だしなみや整え方
- ・構造化を意識した部屋のレイアウト・掲示・支援（視覚的に「何がどこにあるか」「どこで何をするか」を絵などを使い具体的に表示）

② 運動・感覚

- ・姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善
- ・視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚活動
- ・つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びの提供
- ・ストレッチ、ラジオ体操、軽い運動
- ・ビジョントレーニング
- ・バランスボールでの姿勢保持
- ・指先トレーニング
- ・音楽に合わせて体を動かす遊びや運動

③ 認知・行動

- ・物の機能や属性、形、色、音が変化する様子の把握
- ・空間・時間等の概念の把握 ・ブロック遊びによる空間把握の認知形成
- ・天気、気温、日付の把握と確認による感覚・数の認知形成
- ・1日の時間帯別活動を示すタイムテーブルの確認による時間の認知形成
- ・粘土、スライムによる物質の変化と感覚の認知形成
- ・季節の変化への興味などの感性形成のための外出・行動
- ・小集団でのゲームでの適切な行動形成、認知の偏りの配慮
- ・ABA などにより感覚、認知の偏りに対するリフレーミング

④ 言語・コミュニケーション

- ・文字・記号、絵カード、機器等の適切なコミュニケーション手段を選択・活用
- ・ルールなどを絵や絵カードを使って視覚化
- ・はじまりの会で今日の気分・気持ちをプレゼンテーションして言語表出・受容
- ・自己紹介、他己紹介
- ・終わりの会で活動振り返りと気持ちをプレゼンテーションして言語表出・受容

- ・個別または小集団での障害の特性に応じた読み書き
- ・PECS などコミュニケーションのスキル向上訓練
- ・手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション

⑤人間関係・社会性

- ・アタッチメント形成（個別面談で自尊心を高める・認める）
- ・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会の設定
- ・見本になるこどもの近くに誘う等の関わり・促し
- ・見立て遊び、つもり遊び、ごっこ遊びの組み合わせ
- ・一人遊び、並行遊び、連合的な遊びの組み合わせ
- ・役割分担のある遊びなどの協同遊び
- ・ルールの理解が必要な遊びや集団活動
- ・地域施設などへの社会見学
- ・イベントなどを通じた地域との交流

みんなの手

6.4.1

天使の居場所プログラム

月 火 水 木 土

児童発達・放課後等デイサービス 9:30～17:00

送迎・迎え入れ

バイタルチェック①

利用開始時～(10分)

始まりの会 (10分) ③

個々の課題 (30~1時間)

集団活動 (30~1時間) ①②③④⑤

おやつ (15分)

片付け・荷物の用意 (10分)

帰りの会 (5分)

児童発達・放課後等デイサービス 9:30～17:00

*土曜日等、兄弟時の予定等に対応してもらうため不定期受け入れ

送迎・迎え入れ

バイタルチェック①

利用開始時～(10分)

始まりの会 (10分) ③

個々の課題 (30~1時間)

集団活動 (30~1時間) ①②③④⑤

おやつ (15分)

片付け・荷物の用意 (10分)

帰りの会 (5分)

- ・数字・風船タッチ・ボーリング・ポッチャ「集中力・体力・思考力が養われるゲーム
「(運動・感覚、認知・行動、コミュニケーション、人間関係・社会性)」
 - ・新聞紙破り「手先や指先のトレーニングとしても活用(運動・感覚)」
 - ・他者との関り、絵本等の読み聞かせ「外部の読み聞かせボランティアの方との関りを
通して健やかな成長へ(認知・行動、コミュニケーション、人間関係・社会性)」
 - ・制作プログラム「季節の行事ごとに合わせた制作を職員と一緒に取り組みます！
(運動・感覚、認知・行動、コミュニケーション、人間関係・社会性)」
 - ・避難、防災、防犯、等の訓練「急なことに対応するのが苦手な方に日常からの訓練で
いざとなった時に順応できるように。
(健康・生活、コミュニケーション、人間関係・社会性)」
- また、数字は記載のとおりである。

- ①健康・生活、②運動・感覚、③認知・行動、
- ④言語・コミュニケーション、⑤人間関係・社会性

天使の居場所

6.4.1

みんなの居場所

①

1 児童発達 9:30～10:45

目標、課題のカンファレンス、課題、書類等の準備

保護者に書類記入等

始まりの会

9:30～9:35(5分)

体操とマッサージ

9:35～9:55 (20分)

個々の課題

9:55～10:05 (10分)

集団活動

10:05～10:20 (15分)

自由時間

10:20～10:35 (15分)

片付け

10:35～10:40 (5分)

帰りの会

10:40～10:45 (5分)

3つの丸

片付け、療育内容の記載、療育内容のカンファレンス、水分補給など

②

児童発達 11:00～12:45

目標、課題のカンファレンス、課題、書類、食事等の準備

保護者に書類記入等

始まりの会

11:00～11:05(5分)

体操とマッサージ

11:05～11:25 (20分)

個々の課題

11:25～11:35 (10分)

集団活動

11:35～11:45 (10分)

自由時間

11:50～12:00 (10分)

片付けと準備

12:00～12:05（5分）

昼食

12:05～12:35（30分）

片付け

12:35～12:40（5分）

帰りの会

12:40～12:45（5分）

3つの丸

片付け、療育内容の記載、療育内容のカンファレンス、水分補給など

③

児童発達 13:45～15:00

目標、課題のカンファレンス、課題、書類等の準備

保護者に書類記入等

始まりの会

13:45～13:50(5分)

体操とマッサージ

13:50～14:10（20分）

個々の課題

14:10～14:20（10分）

集団活動

14:20～14:35（15分）

自由時間

14:35～14:50（15分）

片付け

14:50～14:55（5分）

帰りの会

14:55～15:00（5分）

3つの丸

片付け、療育内容の記載、療育内容のカンファレンス、水分補給など

④

放デイ 15:30～17:00

目標、課題のカンファレンス、課題、書類等の準備

保護者に書類記入等

始まりの会

15:30～15:35(5分)

体操とマッサージ

15:35～15:55 (20分)

個々の課題

15:55～16:10 (15分)

集団活動

16:10～16:30 (20分)

自由時間

16:30～16:50 (20分)

片付け

16:50～16:55 (5分)

帰りの会

16:55～17:00 (5分)

3つの丸

片付け、療育内容の記載、療育内容のカンファレンス、水分補給など

みんなの居場所

6.4.1